

平成25年第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月5日(水)から18日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-----|---------|------|---------|
| 6月5日 | 水 | 本 会 議 | 13時 | 開会・議案上程 |
| 6日 | 木 | | | |
| 7日 | 金 | | | |
| 8日 | 土 | | | |
| 9日 | 日 | | | |
| 10日 | 月 | 本 会 議 | 13時 | 一 般 質 問 |
| 11日 | 火 | 本 会 議 | 13時 | 一 般 質 問 |
| 12日 | 水 | 本 会 議 | 13時 | 議 案 質 疑 |
| 13日 | 木 | 民生産業委員会 | 10時 | 付託事件審査 |
| 14日 | 金 | 総務文教委員会 | 10時 | 付託事件審査 |
| 15日 | 土 | | | |
| 16日 | 日 | | | |
| 17日 | 月 | 予 備 日 | | |
| 18日 | 火 | 本 会 議 | 13時 | 審査報告・閉会 |

| 平成25年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 平成25年 6月 5日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 平成25年 6月5日 午後1時00分 | | | | 川野高實 | |
| | 閉 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 平成25年 6月5日 午後1時26分 | | | | 川野高實 | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 熊井照明 | 出欠 | 11 | 宇田川亮 | 出欠 |
| | 2 | 須山由紀生 | 出欠 | 12 | 岡崎邦博 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 栗田幸則 | 出欠 |
| | 4 | — | 出欠 | | | |
| | 出席 12人 | 5 | 田中二三輝 | 出欠 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 原哲也 | 出欠 | | |
| | 欠員 1人 | 7 | 川野高實 | 出欠 | | |
| | | 8 | 須藤敏夫 | 出欠 | | |
| | | 9 | 久保田正之 | 出欠 | | |
| | 10 | 武谷保正 | 出欠 | | | |
| 会議録署名 議員 | 9 | 久保田正之 | | 10 | 武谷保正 | |

| | | | | | | |
|--|--------------------------|------|----|--------------|-------|----|
| 職出 務席 | 議会事務 局長 | 渡辺智文 | 出欠 | 議会事務 局長補佐 | 武谷朋視 | 出欠 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 徳島眞次 | 出欠 | 会計課長 | 久保田隆一 | 出欠 |
| | 副町長 | 本松吉憲 | 出欠 | 建設課長 | 森茂樹 | 出欠 |
| | 教育長 | 水摩幸隆 | 出欠 | 企画財政 課長 | 三戸公則 | 出欠 |
| | 総務課長 | 白石秀美 | 出欠 | 上下水道 課長 | 原敏勝 | 出欠 |
| | 福祉人権 課長 | 鯨坂健二 | 出欠 | 教育課長 | 筒井英和 | 出欠 |
| | 税務住民 課長 | 藤原光徳 | 出欠 | 保険健康 課長 | 長友浩一 | 出欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会 事務局長 | 篠原哲哉 | 出欠 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成25年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成24年度事業結果及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算の報告
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第44号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第9号）
- 日程第6 議案第45号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第7 議案第46号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第8 議案第47号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第9 議案第48号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第10 議案第49号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号）
- 日程第11 議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号）
- 日程第12 議案第51号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第54号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産税の課税免除

平成25年6月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成25年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

RDF発電事業の延長問題について行政報告をさせていただきます。

平成14年度よりスタートしましたごみ固形燃料化、いわゆるRDF方式につきましては、平成29年度までを事業期間としています。

事業期間の満了を迎える平成30年4月以降の事業継続につきましては、参加組合、大牟田リサイクル発電株式会社と、事業期間満了の3年前までに協議することとなっています。

こういった状況から、平成23年6月議会で、宮若市外二町じん芥処理施設組合では、今後の対応としまして、10年の稼動延長を前提としながらも、福岡県及び電源開発に対し、RDFの計画搬入量の確保や大牟田リサイクル発電株式会社に対する出資金の放棄の働きかけなどに取り組み、少しでも処理委託料の圧縮を図っていくこととして行政報告させていただきました。

しかし、今回、福岡県から、平成25年3月から再生可能エネルギー発電の固定価格買取制度の適用が受けられることから平成25年度よりRDF処理委託料が値下がりになり、発電事業の延長問題は、この買取制度の適用がなくなる平成34年度までの5年延長として、5月29日に発電事業運営協議会で事業延長に参加する団体で延長する決定をした旨の報告がありました。

提示された5年延長の決定事項は、宮若市外二町じん芥処理施設組合の延長方針であります3点、

- ・事業延長に伴うRDF処理委託料の値上げが行われないこと。
- ・組合市町の負担金総額が増えないこと。
- ・ごみ燃料化処理費用が一定額以内に収まること

の範囲内であります。

また、平成35年度以降の可燃物の処理方法については、ごみ処理施設は「迷惑施設」と言われ、建設場所の確保が非常に難しく、新規の施設建設には多くの時間と多額の財政負担が必要とされるため、このことを十分に認識し、既存施設の有効活用やごみ処理の将来像の具体化に向け、「平成35年問題」と位置付け、具体的な検討に入っていくことにいたしておりますので、その検討状況を見ながら必要に応じて議会に対して報告を行っていきます。

以上、RDF発電事業の延長問題についての行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております平成24年度鞍手町繰越明許費繰越計算書の報告、平成25年度鞍手町水防計画書及び第5期鞍手町高齢者保健福祉計画書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情2件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番議員 久保田正之君及び10番議員 武谷保正君を指名します。

次に進みます。

日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月18日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成24年度事業結果及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

この報告につきましては、企画財政課長より報告をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

町長に代わりまして、鞍手町土地開発公社の平成24年度事業結果及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算の概要についてご報告いたします。

お手元に配布しております平成24年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。1頁は平成24年度事業報告書です。

(1)の総括事業ですが、平成24年度における土地の取得及び処分はございませんでした。その他の事業としましては何も行いませんでした。

2頁をお開き下さい。

左側の(1)事業収入に関する事項です。

事業外収益として、受け取り利息が21万6,985円となっています。

右側の(2)事業費に関する事項です。

販売費及び一般管理費が5万8,500円となっています。

3頁をお開き下さい。

左の欄をご覧下さい。財産目録ですが、基本財産として鞍手町出資金500万円となっています。

右の欄の損益計算書ですが、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した15万8,485円が当期純利益となっております。

4頁をお開き下さい。

貸借対照表です。資産の部として現金預金1億1,461万1,119円、公有用地0円、固定資産の長期定期預金500万円を合わせた資産の合計は1億1,961万1,119円となっています。

負債の部は、未払金、短期借入金ともに0円で負債合計0円となっております。

次に、資本の部は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1,445万2,634円と、当期純利益15万8,485円を合わせた資本の合計が1億1,961万1,119円となり、負債資本合計が1億1,961万1,119円となっております。

5頁をお開き下さい。

キャッシュフロー計算書です。この計算書は貸借対照表と損益計算書を補足するもので、一会計期間における現金の上限を示した計算書です。

計算書の右下欄に記載しております、VI 現金及び現金同等物期末残高と4頁、貸借対照表の流動資産の(1)現金預金が1億1,461万1,119円で一致することとなっております。

以上が平成24年度鞍手町土地開発公社の決算の報告です。

次に、平成25年度事業計画及び予算についてご報告いたします。

平成25年度鞍手町土地開発公社事業計画及び予算書の1頁をお開き下さい。

第2条の事業計画ですが、現在所有している土地はありません。また平成25年度で新規に土地を取得する計画もございません。その他の事業を行う計画もございません。

第3条で定めています収益的収入及び支出では、収入として事業外収益を148万7,000円、支出では販売費及び一般管理費、予備費の支出合計で148万7,000円を計上し、収入支出を同額としています。

以上が平成25年度鞍手町土地開発公社の予算です。

尚、平成24年度決算と平成25年度予算は、鞍手町土地開発公社理事会で承認されております。

以上ご報告いたしますが、詳細はお手元に差し上げております関係書類をご参照頂きますようお願い申し上げます。以上です。

○議長 川野 高實君

これで報告を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第5 議案第44号から日程第11 議案第50号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第44号から日程第11 議案第50号までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第44号は、専決第3号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第9号であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から国、県支出金、地方譲与税及び県交付金並びに地方交付税等の確定が遅れたことや歳出の執行残の減額等により、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ1億9,000万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ70億2,539万7千円といたしました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、1款 町税のうち4項 町たばこ税で2,412万8千円、6款 地方消費税交付金で1,168万5千円、10款 地方交付税のうち特別交付税が確定し、1億3,529万9千円などを追加しております。

また、歳出では、室木小学校の火災による文教施設災害復旧費が確定したことに伴い3,016万6千円を追加しておりますが、他の歳出予算の執行残による減額を行っており、歳入歳出における不用額につきましては、将来の公債費財源とするため減債基金へ積み立てることとして、歳入歳出予算を調製しております。

なお、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業において、岩盤層の粘性が強かったため工事が遅れたことに伴い、鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算の一部が繰越明許となったことに伴い、8款 土木費 6項 都市計画費の鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計繰出金のうち、これに起因する特定財源分330万円を、及び室木小学校の災害復旧工事費3,016万6千円につきましても、平成24年度内に工事が完了できなかったことから、繰越明許費として計上しております。

次に、日程第6 議案第45号は、専決第4号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、直営診療施設に対する特別調整交付金及び一般被保険者保険税等還付金の追加に伴い、国庫支出金及び諸支出金の補正要因を調整し、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ212万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ23億3,634万6千円といたしました。

次に、日程第7 議案第46号は、専決第5号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計の歳入歳出額が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ403万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,072万4千円といたしました。

次に、日程第8 議案第47号は、専決第6号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳入歳出額が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ452万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,149万2千円といたしました。

次に、日程第9 議案第48号は、専決第7号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳入歳出額が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ239万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ539万9千円といたしました。

次に、日程第10 議案第49号は、専決第8号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、歳入歳出額が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ1万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,845万7千円といたしました。

次に、日程第11 議案第50号は、専決第9号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計の歳入歳出額が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ1,335万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億4,596万9千円としました。

以上が、日程第5 議案第44号から 日程第11 議案第50号までの7件の提案説明であります。

ご審議の上、ご承認のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第51号から日程第15 議案第54号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第12 議案第51号から日程第15 議案第54号までの4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第51号は、平成25年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、風しんの全国的な流行により、妊娠中の女性が感染した場合に新生児に悪影響を及ぼす恐れがあることから、子育て支援の一環として、風しんワクチンの予防接種に対する助成制度を実施することや、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、起業後10年以内の民間企業等に対し、公募提案型による新たな地域支援事業を実施すること、さらには町内商工業の活性化を図るため、商工会が取り組む地域経済活性化支援事業、いわゆるプレミアム商品券発行に対する補助金などを追加しております。

なお、このプレミアム商品券につきましては、住宅リフォームに対するプレミアム商品券分も含めて計上しております。

これらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ5,630万8千円を追加して、予算総額を歳

入歳出それぞれ79億2,089万1千円といたしました。

次に、日程第13 議案第52号は、平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費等の調整を行っております。歳入歳出それぞれ18万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億2,951万9千円といたしました。

次に、日程第14 議案第53号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、総務管理費の共済費と移転先用地の購入価格が確定したことによる調製を行っております。

歳入歳出それぞれ1,241万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億1,114万5千円としました。

日程第15 議案第54号は、平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、4月の人事異動に伴い、予算第3条の収益的収入及び支出において、収入予算の補正はありませんが、支出予算では74万5千円を減額し、支出予算総額を3億4,200万1千円といたしました。

以上が、日程第12 議案第51号から日程第15 議案第54号までの4件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第55号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第16 議案第55号について、提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第55号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく平成25年度分の固定資産税の課税免除について、藤井精工株式会社より増設に係る申請がありましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第16 議案第55号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日 6 日から 9 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 6 日から 9 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時26分

| 平成25年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|--------------------------|---------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 平成25年 6月10日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | | 議 長 |
| | 平成25年 6月10日 午後1時00分 | | | | | 川野高實 |
| | 閉 会 開 議 | | | | | 議 長 |
| | 平成25年 6月10日 午後3時45分 | | | | | 川野高實 |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 熊井照明 | 出欠 | 11 | 宇田川亮 | 出欠 |
| | 2 | 須山由紀生 | 出欠 | 12 | 岡崎邦博 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 栗田幸則 | 出欠 |
| | 4 | — | 出欠 | | | |
| | 出席 12人 | 5 | 田中二三輝 | 出欠 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 原哲也 | 出欠 | | |
| | 欠員 1人 | 7 | 川野高實 | 出欠 | | |
| | | 8 | 須藤敏夫 | 出欠 | | |
| | | 9 | 久保田正之 | 出欠 | | |
| | 10 | 武谷保正 | 出欠 | | | |
| 会議録署名 議員 | 9 | 久保田正之 | | 10 | 武谷保正 | |

| | | | | | | |
|------------|------------------|------|----|----------|-------|----|
| 職 務 出 席 | 議会事務局長 | 渡辺智文 | 出欠 | 議会事務局長補佐 | 武谷朋視 | 出欠 |
| | 町長 | 徳島眞次 | 出欠 | 会計課長 | 久保田隆一 | 出欠 |
| | 副町長 | 本松吉憲 | 出欠 | 建設課長 | 森茂樹 | 出欠 |
| | 教育長 | 水摩幸隆 | 出欠 | 企画財政課長 | 三戸公則 | 出欠 |
| | 総務課長 | 白石秀美 | 出欠 | 上下水道課長 | 原敏勝 | 出欠 |
| | 福祉人権課長 | 鯨坂健二 | 出欠 | 教育課長 | 筒井英和 | 出欠 |
| | 税務住民課長 | 藤原光徳 | 出欠 | 保険健康課長 | 長友浩一 | 出欠 |
| | 農政環境課長兼農業委員会事務局長 | 篠原哲哉 | 出欠 | | | |
| | 出席者の 職氏名 | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付 議 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成25年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成25年第5回定例会

No. 1

| 質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|--------------|---|-------------------------|
| 12番 岡崎邦博 | <p>1. 六田川流域の水害対策について (1) 今後、どのように取り組んでいくのか。</p> <p>2. 現在、停止している町内の県所管事業の見通しについて (1) 県行政との連携不足により、町内における県所管事業がほぼストップした状態だが、今後の見通しは。</p> <p>3. 巨額横領事件について (1) 巨額の横領をされた当時の元町長、助役の責任の有無や賠償責任が曖昧なままになっている。責任の所在について最終的に終息させるためには町としてそれらを正し、明確にする必要があると思うが。</p> | 町長 町長 町長 |
| 9番 久保田正之 | <p>1. 中学校統合先及び小学校周辺の道路環境について (1) 開校中学及び剣南小学校の存在。看板を設置する考えは。</p> <p>2. 各学校敷地内の庭木の管理について (1) 剣南小学校正門坂道の庭木の管理は。</p> | 教育長 教育長 |
| 11番 宇田川 亮 | <p>1. 学校施設の改善について (1) 熱中症及びPM2.5対策も含め、すべての小中学校にエアコンを設置すべきでは。 (2) 避難所となっている学校施設へのサインと体育館及び外用トイレも洋式トイレを設置すべきでは。</p> <p>2. 生活保護基準の引き下げについて (1) 町民生活への影響は。 (2) 基準をもとにしている、町の制度や施策は。 (3) 今後の対応は。</p> | 町長 教育長 町長 |
| 2番 須山由紀生 | <p>1. 庁舎内での障がい者支援について (1) ろうあ者への職員の対応は。 (2) 障がい者用エレベーターの設置は。 (3) 庁舎内のトイレの改修及び洋式化は。</p> <p>2. 庁舎の建替えについて (1) 庁舎の耐震化及びスプリンクラーの設置状況は。</p> | 町長 町長 |
| 5番 田中二三輝 | <p>1. 車椅子利用者等が快適に利用できるための町施設改善点について (1) 利用者への対応 ・ 総合案内の設置は。 ・ 対応スペースの確保は。 (2) 利用者の安全確保と施設改修 ・ 状況把握は。 ・ 今後の対応は。</p> | 町長 町長 教育長 |

平成25年6月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一般質問を行います。

徳島町長が町長に就任されて4ヶ月が経ち、忙しい中にも少しは落ち着かれてきたことと思いますし、鞍手町の現状も少しずつは分かってきたことと思います。

前町長は不幸にして任期途中でお亡くなりになり残念なことではありますが、その分前町長がやり残した課題を解決し、町政を少しでも前に進めて貰いたいと、徳島町長には町民の大きな期待もあります。

そこで今回前町長からの課題について3点ほど通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1番目としまして六田川流域の水害対策についてお尋ねします。

町長の所信表明の中で六田川との名前はありませんでした。内水被害が頻発している地域があり、治水対策への取り組みを進める考えを述べておられました。町長は洪水被害常襲地帯である上新橋で育っておられるので、水害がどれぐらい住民を苦しめるかご存じのことだと思います。

そこで内水被害の常襲地帯である六田川流域の水害をどうすれば防ぐことができるか、具体的なお考えがあると思いますので、その取り組みについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

岡崎議員におかれましても被害者のお一人で、雨が降ると本業が出来なくなるということとは十分に承知いたしております。

私も物心ついた頃ですから幼稚園の頃からですから、もう47～8年前からずっと水害の被害者の一人でもございますし、またこの中でもおそらく私が一番この水害に関しては地元におりましたので、生まれも育ちも上新橋で、ずっと小さい頃から水害に遭ってまいりましたので一番詳しいかと思っております。

この件につきましては、まず原因といたしましては、一つは水路断面が小さいということ、

もう一つは河川の勾配が、傾斜がないということですね。それと橋梁の桁下高が低い橋、昔の橋というのは低く作ってありますので、その橋が川の流れを阻害して、そこから水が溢れているという、言うなればネック断面の7ヶ所で浸水被害が発生している等を承知をいたしております。こういったことが原因の一つではなかろうかと思っております。

議員におかれましても、先だって5月24日ですか、準用河川六田川の治水対策を求める要望書を受けまして、頂いております。それと2月26日付けで議員の皆様方の連名で要望書も頂いております。

これからの取り組みですけれども、要は議員の皆様方、当然岡崎議員もその中に含まれておりますし、議員の皆様方の署名に準じて、要望に準じて今後行政としては、この件に関しましては順次行っていききたいとそのように思っております。

先だって4月11日に議員の皆様方と、地元の区長さんと行政とで現地視察にも行かせて頂きました。現地視察が終わった後にその会議室で私が述べましたように、原因というのが、今私が申しましたのはあくまで行政の担当課内部での調査結果でございまして、さらにはやはりどこに大きな原因があるのかというのを、再度きちっと調査をいたしまして、これにおきましては、おそらく多額の予算措置が必要になってこようかと思っております。こういったことも踏まえて、まずはどこに原因があるのかを追求して、そしてこれは外部委託になるかと思っておりますけれども、そういったことを精査しながら、それに関しましてどれだけの予算が必要なのかということも精査いたしまして、後は県とか国に、これは私の政治的な動きになるかと思っておりますけれども、要望をやっていかねばいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今まで行政としても調査をして来たけれども、本格的に調査するためには外部委託をして、多額の費用は掛かるが調査をしたいという前向きのご答弁を頂きました。

実はこれについては、3年前の平成22年9月にも一般質問をさせて頂いています。その際にはまだインターチェンジも出来ていなくて、今後インターチェンジが出来れば商業施設だとか、そういったものがアクセス道路周辺に進出して来るだろうというような想定の下に、そうなれば田んぼも少なくなるし、田んぼが保つ水を蓄える湛水能力も低下するし、そういったことでより常襲地域においては水害が起こる可能性が高まるのではないかというようなことで質問をさせて頂いたのですが、なかなかこれといった答弁を頂くことも出来なくて残念な思いをしたのですが、その際に1つだけ、今は内部調査、国交省にも検討してもらっているのが現状であるというようなことで、下水道基本計画の中の雨水幹線として六田川が位置づけられていますので、そういったことを念頭に置いた上で答弁をされたのではないかなというふうに思っています。

それで国交省にも検討してもらっているというようなお話がありましたので、あれから3

年が経過をしていますが、そのことについてはどのような検討がなされたのか、また結果についてはどうだったのかお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はその当時いなかったものですから詳しくは把握していませんが、ただ、今副町長からの話ですが、鞍手町の方針というのがきちんと出た場合に限り、国交省としてはそれに対応していきますという返事を頂いているとお聞きしています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

現在インターチェンジも出来まして、商業施設も進出してくるというようなことから、アクセス道路の西側についてはほとんど田んぼが埋まるのではないかなというような状況になっています。そういったことも住民の方達が知ったことでかなり不安を覚えている方達もいらっしゃいます。早急に取り組んで頂きたいというのが地域の方達の願いでもあります。

町長も先程ちょっと触れて頂きましたけども、六田川流域の水害対策に関する提言ということで、これは直方の県土整備事務所の方達や町の総務課長、建設課長、上下水道課長の課長さん達、また地域の地元の方達と一緒に4年余りをかけて、いろいろと検討して来た結果を踏まえて纏めたものです。

いろいろとアドバイスも頂きながら纏めてみたのですが、この提言について直ぐにでも、そんなにお金も掛からなくて実行出来るものも含まれていますので、出来ればその提言を町長はどのように検討されたのか、また実行出来るものについてどのようにお考えになられているかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。この提言におきましても先程申しましたことが詳しく書かれてあると私は認識をいたしております。先程申しましたように、もう一度原因がどこにあるのかと、この水害を食い止めるためにはどのような方策が一番いいのかということを専門家等をお願いをして、それに対する手立てを立てていきたいなとこのように思っております。

岡崎議員もこのような形で六田川の流域の水害対策に対する提言という沢山の資料を私も頂きまして、本当に大変だっただろうと、このご尽力には敬意を表するところであります。こういうことも踏まえまして、行政だけでなく岡崎議員のいろいろなお知恵も借りながら一緒に取り組んでいければとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この質問の最初に非常に前向きなお答えも頂きましたし、住民の方達にもそれについては伝えていきたいと思っています。ただ、調査をした上で、また実際にそれを実現していく上ではかなり時間も要することだと思います。

提言の中にありましたことの中で、実現出来るものについてはどれぐらいの効果があるかどうか、そういった計量的な数値はその中には含まれていませんけども、出来れば少しでも住民の不安を取り除くために実行して頂ければというふうに思いますし、提言についてもなにがしかの答えを頂ければというふうに思っております。

次に進みます。

次に、2番目として現在停止している町内の県所管事業の見通しについてということでお尋ねをします。

まず、道路整備についてお尋ねをします。鞍手インターが平成23年2月に開通をしまして2年以上が経過をしました。正確な数字は存じませんが利用台数は徐々に増えているように見受けられます。

インターのアクセス道路につきましては、県道 直方宗像線の植木付近、今工事をしていますけれども、植木付近や長谷を越えて宗像市に入ったところも拡幅工事がされています。また、県道 直方鞍手線では新入付近の道路整備がアクセス道路として順調に整備をされているところです。

ところが、インターのある鞍手町では同じ県道 直方鞍手線のアクセス道路は、いま梅谷医院のところで止まったままになっています。また産業道路も町道から県道に昇格させ、都市計画道路として整備する計画になっていますが、見通しが全く立っていません。この2路線については23年の9月議会で質問をさせて頂きましたが、2年近く経ってもほとんど動きがないように見えます。

更に、今は独立行政法人くらで病院となっていますが、旧鞍手町立病院の横を下っている県道 新延植木線についても、植木方面への延伸が遅れたままになっています。これらの道路はどれも鞍手インターと関連のある道路で、町が発展するためには欠かせない重要な道路ですが、鞍手町だけがどうも蚊帳の外のようになっていて、県との連携が上手くいってなかったのか、意思の疎通が出来ていなかったのか、ほぼストップした状態になっています。

今回、徳島町長に変わり、新たに県とのコミュニケーションが上手く取れれば事業も進むのではないかと期待していますが、これらの路線について今後の見通しをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員の質問の中に県との所管事業がストップした状態だが、今後の見通しはということで、私も県との所管の事業がストップしたか否かというのは、正直申しましてそこまで把握はしていません。

ただ、なかなか進んでなかったかなということは私も多少は、4ヵ月の間に思っております。これは一つに流域下水道の関係がございまして、これは先だって5月の24日の日にこの議事堂の中で流域下水道についての行政報告をやらせて頂きましたけれども、その中でもお話申し上げましたように、鞍手町が浮洲池から取水をやっていますね。その手前が丁度下水の処理場になっています。そこにおいて中流の下水と下流とが全部そこに流れ込んで来るといふ、これが広域の下水の県が提案している分なのですが、これにおきまして、例えば地震等が発生してパイプラインが断裂して汚水が浮洲池の中に流れ込んだ場合に、要は鞍手町の上水を全てストップしなければいけないということになりますよということをここでお話申し上げたと思います。

こういったことがきちっと担保出来なければ、鞍手町といたしましては、それに関してはノーですよということをずっと言ってきたのです。

これはあくまで推測ですが、柴田町長からもこの件は伺っていました。柴田町長もこれはノーだということも伺っていました。多分この件において鞍手がノーと言っているから流域下水道が進展しないと、ひいては県としては鞍手には、今岡崎議員がおっしゃったように、全ての案件を見送ろうというような、これはあくまで推測ですが、多分そういったことがあったのではないかという推察されることは存じ上げています。

先日5月24日にここで私が申しましたように、その流域下水道においても5月17日の日に県会議員の元議長であります中間の貞末さんと、先月まで議長でありました松本県会議員、地元の塩川県会議員、直方の香原県会議員と私と5人で実はお昼に会いました。

この件をきちっと話をさせて頂きまして、先程申しました取水における担保する、それをきちっとやってくれるのであれば、鞍手町としては進めることにおいてはやぶさかではありませんよということを県会議員に申しましたら、今言いました県会議員の皆さん方が、これは我々が全力を挙げて鞍手を守るし、またしっかりと応援をしていきますと。だから町長頼みますよということで、ここできちっとした話をさせて頂きまして、これは政治判断になるのですけれども、じゃあ分かりましたと、流域下水道におきましては前に進めましょうということをそこで話をさせて頂き、その後県の方にも報告をさせて頂きました。

おそらくこれをきっかけに何か一気にいろいろな分野の県事業の部分が動き出したように私は感じております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

徳島町長からそういうご説明を頂きまして、これがおそらく県とのコミュニケーション、またその議会議員、県会議員の方達とのコミュニケーションの醸成によって、鞍手町が良い方向に動いていくということになるのではないかなと私どもも期待をしています。

その中で遠賀川渡河橋がほぼ完成して、開通までそう遠くはないのではないのかなというふうに思われます。橋と接続する産業道路はまだ町道ですから、今度新中学校開校時の通学

路確保のために歩道整備を町が行うことになっていますが、それと道路の反対側についてはまだ歩道がないのです。これも前回質問させて頂いた際にも指摘しましたが、先程申しましたように、この道路も都市計画道路というふうになっているのですが、今言いましたように反対側に歩道がない上に車道幅も狭くて中学生や高校生が、例えば鞍手駅、また中学校に自転車で通学する際、また登下校の際に自転車が通っていると、大型トレーラーだとか、大型車が通る可能性は格段に上がるわけですが、それでも非常に危険を感じています。

登下校の安全確保が出来るかどうかということについては、私自身心配をしているところですが、このことについても県との連携を密にすることで早急な県道昇格ということによって、県によって整備をして頂けないものかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今岡崎議員がおっしゃったのは、本町・今村線の道路の件だと思います。これはご承知のように本町から今村の堤防のぶち当たりのところですが、あれまでのラインというのは今のところは町道になっているのですね。

ご承知かと思えますけれども渡河橋の鞍手サイドになりますけれども、橋が架かって堤防がありまして、その次のところの収用がまだ終わっていないのです。これにおきましても、これは県事業になりますから本来は県が交渉するべきところなんです、当然その田んぼの持ち主というのは鞍手の方でありますから、私も一応交渉には行きました。今のところは何とかこの辺のところも政治的に解決をしなければ、取り付け道路が変な具合になってしまうということで、これも鋭意努力をやっているところであります。

今岡崎議員がおっしゃっていた質問は、要はあそこに対する通学路としての自転車道とか歩道ですか、その辺の整備のことをおっしゃっているのだと思うのですが、これも当然、実は我々行政と県会議員と県の所管の県土の整備関係の皆さん方が全部で15名ほど来られていました。

一緒に現地視察を鞍手町の要所々を回らせて頂いて、そして2年後の中学校統合に向けて、何もかも一辺にというとなかなか難しいだろうということで、とにかく最優先課題として細くなっている所とか、危険な場所をまず第一優先にやって頂くということ、塩川県会議員もお見え頂いて、それは絶対やらせるということの取り付けもいたしています。

2年後の統合に向けての道路整備、歩道整備は必ずやるということで取り付けをしていますので、鋭意進めていきたいなとそうように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

橋が架かることによって非常に、予測では今の交通量の2倍以上の交通量になるという予測もあります。

中学生、高校生が先程言いましたように、登下校する際にも自転車で通る道路でもありますので、早急に道路の両端に歩道が設置出来て、尚且つ都市計画道路としても企画に合うような道路になればというふうに思っています。

もう一つ、先程言いました町立病院横を下っている県道 新延植木線についても、寿司屋の龍馬の方に行く道ですが、あそこも現在ずっと歪な形になっています。あれについても植木側の方で用地買収が進んでいないというような話が以前ありましたけれども、あの道路もよくよく思い返して見れば、鞍手町のところに下りの高速バス停があって、それが直方側に統一された際に、その不便を解消するという意味で県道 新延植木線を拡幅し、もっていくというような話があったように記憶しているのですが、そういう意味からしてもあの道路についても早急に完成して欲しいというふうに思っていますがいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その辺のところは私も勉強不足で、どこまで用地買収がいつているのかというのは正直言いまして今手持ちがございません。

岡崎議員がおっしゃっているように、当然のことながらあそこは新延植木線ですか、あそこもいま歪な格好になっていますし、あれを真っ直ぐ延長するというのは至極当たり前のことだと私も思っております。

ただ、やはり用地買収となりますと、先程の渡河橋のこちらの田んぼでも同じなんです、先方さんのある交渉事になりますので、その辺のところがございますので、こちらの思いどおりにサッサといくような状況ではないのかなといま察するところでございます。ただ、今議員がおっしゃっていますように何とかその辺のところも鋭意努力して、早く進めていかなければいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

続いて西川についてお尋ねします。

西川は昨年旧五差路より下流で堤体が崩壊しかかったために、西川の河道改良工事に充てる予算を堤体の補修に充てるということで、旧五差路より上流の工事がストップし改良工事が計画より遅れるのではないかというふうに懸念をしておりますが、今後の見通しについてをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

通告に西川の件が載っていなかったものですから詳しくは把握はしていないのですが、一応予定どおりに進めているとは聞いております。こんな答弁でいいでしょうか。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

分かりにくい通告書だったのかなと、県所管事業で西川もそうかなということで、道路に限らずお尋ねをしたところですが、後ほどで結構ですから改めてお尋ねをします。

先に進みます。巨額横領事件についてということでお尋ねしたいと思います。

これにつきましては、鞍手町の喉に引っ掛かった骨みたいに、どうも事ある毎にチクチクして何とはなしに落ち着かないというか、痛いというか、気持ちが悪い感じをさせる事件なんです。長年に亘って2億5千万円以上を横領されたという事件で、行政組織としてはどんな理由があっても絶対に許されない横領事件が発覚してもう5年が経ちました。

しかし未だにあの事件はどうなったのか、元町長はどうしたのかと町民の方から尋ねられることがあります。

横領した本人は6年の刑に服し、元収入役や会計管理者は地方自治法上の特別責任により損害賠償に応じています。前町長や前副町長は職員の管理監督責任を負うものとして、給料や期末手当を減額していますが、ただ長期に亘って横領されていた当時の元町長は、道義的責任はあっても法的責任はないとして、自ら賠償するつもりはないとのこと。

しかし地方自治法上賠償責任は問えないにしても、職員を指揮監督する町の最高責任者でありながら、管理監督責任を尽くしたとは認め難く、民法上の賠償責任が問えるかどうか、町として明確にする必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは本当に大きな事件だったと私も思っています。ただ今議員がおっしゃっています質問内容は、当時の元町長、助役の責任の有無はということですが、これは率直に言いますと法的に賠償責任を求めることが出来る相手方というのは当然梶原元職員ですね。それと元収入役及び会計管理者のみとなっております。

私もこれを調べたのですが、地方自治法の規定に基づき、要は地方自治法の規定に基づき元職員、元収入役及び元会計管理者の賠償責任に関してだけ賠償命令が行われており、元収入役及び元会計管理者から遅滞利息を含む請求額の金額1,780万円が支払われていますということが資料に載っているのです。

今申しました地方自治法の規定に基づきという、ここが一応ポイントでありまして、この地方自治法の中にもし責任追求出来るべく前の町長、若しくは助役に対してもそれが訴追出来るのであれば、おそらくその時点で責任追及がなされたのではないかなと思っております。

当時、平成20年6月11日の日に町議会において公金横領に関する調査特別委員会100条委員会が設置をされております。おそらく当時の議会の中でもそういった話というのは、私はいなかったから分からないのですが、出て来たのではないかなと思っております。10

0条委員会ですから。

その時点でおそらく議会が前の町長、若しくは当時の町長、助役に対して告発を行われなかったということは、おそらく法的にそういった措置が議会として取れなかったのではないかなと、そのように私は認識をいたしております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

当時100条委員会で私は副委員長をさせて頂いていましたが、100条委員会ではその訴訟のために調査をしているわけではなくて、責任の所在だとか、原因の究明だとか、今後の対処とか、そういった問題の解明と今後の再発防止について100条委員会としては調査を行っています。

しかしながら、その中でも元町長についての責任ということで、厳しく100条委員会の中では責任の所在を述べています。ただそれが要するに損害の賠償の請求に当たるかどうかということも100条委員会の中では述べないということにしていました。

例えば、先程も言いましたように地方自治法上の責任はないにしても、民事上の責任ということについてはまた別の次元の話でもあります。刑事上は勿論問えないにしても民事上の責任はどうかということだと思っております。

例えば、平成17年3月に税務課職員による国保税が586万横領されています。当時の元町長は4月15日に開会された臨時議会の冒頭で次のような行政報告を行っています。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成17年ですか。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

平成17年です。もう梶原が横領をずっと繰り返していたときです。ですから、いけば横領事件が2つ同時に起こっていたということになります。

その行政報告の中で今後全職員に綱紀肅正を厳格に行い、再発防止に向け最善を尽くすこととし、全職員に関する事件の再発防止に関する改善策を策定し、平成17年4月12日、鞍手町議会議長に改善策を提示したところであります。職員全体の信用を失墜させた責任は極めて重大であると私自身深く反省をしています。

先般開催された鞍手町職員懲罰審査会での答申と合わせて自ら律することとし、3月31日付けで関係者に対し厳しい姿勢で次の処分を決定いたしました。

私は給料6ヵ月10%減給、助役は3ヵ月10%云々ということで、自分も減給をしたりしています。今後全職員一丸となって綱紀肅正と再発防止に向けて厳しい取り組みを行い、

改善策を基に職務の遂行に邁進してまいる所存でございます。云々ということで、元町長が行政報告をしているわけですが、先程言いましたように、実はそれよりも随分以前から、一番最初は平成8年と思いますが、から梶原は横領を繰り返しておりました。綱紀肅正だとか改善策と言いながらも、全くそれが実行性がなかったということで、その後も平成20年まで梶原は横領を繰り返しております。

基本台帳を整理するような指示、基本台帳そのものが鞍手町はなかったわけですが、基本台帳を整理するように指示したわけでもなく、長期に亘って人事異動もせずに会計を梶原一人に10年以上任せておりました。そういったことが現実としてあったわけです。

訴訟費用を掛けるだけの額が回収されるかどうか分からないというような考えもありますけども、それよりも町民に対して私ははじめを付けることが必要ではないかなというふうに思っています。

町長は今のことも聞いた上で、どのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今言われました平成17年ですか、それから平成8年のころからというのは資料に載っていなかったものですから私は把握はしておりません。ただ、今議員がおっしゃるように当時の町長は最高責任者でもありますので道義的責任といえれば私は当然あるのではないかと、これはあくまで個人的な意見ですけれども、そのように私も思います。

ですがこれは、要は相手からお金を取るなんていう賠償請求となると、今度はそこまできますと法的な部分に係わってきますので、そこに対して訴追出来るのかという部分になってこようかと思えます。

私は調べたのですがそれはやはり出来ないと、本人の申し出により賠償はこれだけでもという本人の申し出があれば別ですが、何らかのこれに対しての賠償請求出来る法的措置なりがあるのかというのは、どうもないみたいで出来ないみたいです。

ですから、これ以上は仕方ないのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

出来ないんじゃないかなというような答弁でしたが、横領された金額は2億5千万円以上ですけれども、職員の所得税、住民税、社会保険料は8年間に亘って横領されて、一部未納となっていた額は6,700万に上ります。これを町の一般会計から支出をしています。横領の尻ぬぐいを町の公金を使ってしている状況です。

更に10名の職員を、この横領事件を詳細に調査するためだけの専従としていましたので、これでも6,200万円ぐらいの費用が掛かっています。もっと言えば、元町長が在籍していた12年間の内の9年間に亘って横領されていきました。

これだけ町や町民の方に迷惑を掛けて道義的責任はあるというだけで責任を免れるのかどうか、私自身は疑問があります。

柴田前町長の場合は、自分の任期中にも7,800万円ほど横領されていましてから、元町長の責任の追求をすると自分に降りかかって来る可能性もありましたから、ひょっとすれば消極的だったかも知れないというふうに私は感じているのですが、徳島町長は何の柵もありませんから、この事件の責任の所在については十分に調査をして、場合によっては法的処置によって、はっきりあるかないか唯一の立場に今います。

時効の関係もあり、あまり時間ありませんけれども町の顧問弁護士以外にも沢山の弁護士にお知り合いがあると思いますので、顧問弁護士以外の弁護士にでも、いろいろな資料を見て頂いて、調査研究をしてみる事が出来るのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に岡崎議員のお気持ちは私もよく理解するところでございます。ただ先程から申しましたように、損害賠償請求なりをするにはなんらかの法律に適用して告訴するという事は可能かと思えますけれども、そういった手立てが打てないということになりますと、正直申しまして気持ち的には何とかならないかという思いはあっても、この国は法治国家でございますので、法的になれば裁判にもっていけるのかという部分から鑑みますと、やっぱり到底出来ないというふうに考えるところであります。

この件に関しましては私の考えですが、梶原の刑事事件としての訴追要件がなければ、この刑事事件としてはもう終了と私は見なしています。

岡崎議員が梶原に対して他に何か裏付けとなる重大な証拠、若しくは別件に対する事件性の高いものの裏付けを持っているということがあれば、当然それに関しまして告訴なり、告発なりが出来るかと思うのですが、ただこれは梶原が刑が確定して、今刑務所に入っております。

これは検察は一事不再理といいまして一回事件が終結した場合には、なかなかそれに対してよっぽどの何かこれに関連する事件性の高いもの、若しくはこれに対しての裏付けとなる大きな証拠、こういったものが出て来ない限りどなた様が仮に告発をしたところで、第三者であれば告発は出来ますので、告発をいくらやっても検察としては一事不再理だからと言って、多分これは受け付けてくれない事件だと、勉強して私はそのように感じました。

まず1点は、梶原に対しての刑事事件の訴追事件としては、もうこの時点で梶原が今刑に服していますので、刑務所から出て来た時点では刑事事件としてはもう終了と。

但し民事事件としましては、当然町と致しましては梶原に対して賠償を追求するという事は今現在も進行形でやっております。民法724条におきましては請求期間の制限というのがございます。これは民法の147条において時効の中断という措置を今取るような手立

てを、3年を過ぎますと時効が成立しますので、3年未満の間にそれを中断させんがために継続して梶原に対しては請求を行っています。

刑事事件としては終結、但し民事としては今後梶原が仮に平成28年2月7日までが刑期と聞いています。刑務所から出て来た場合本人が、例えばどこかに勤めに行くでしょう。勤めた場合に給料が出ます、その給料の4分の1を差し押さえすることが出来ますので、当然町といたしましては給料の4分の1を裁判所を通じて差し押さえにいくという措置は、今後梶原が生きている限り、収入がある限りずっと行っていくということでございます。

それともう一点は、元管理者ですね、元収入役及び元会計管理者、これにおきましても、もう遅延利息を含む損害請求額をお支払い頂いていますので、このお二方に対しましてももうこの事件については私は終了と、終わりと思っております。

それともう一つにおきまして、前の町長、それと当時の収入役、この件におきましても先程から私は何度も申しておりますように、この国は法治国家でありますのでこれ以上何の手立ても打てないというのが今の現状でございます。ですから、これにもう時間を費やすのは正直いいまして時間の無駄ではないかなと私は思っております。本当に気持ち的には岡崎議員と私は多分一緒だと思います。

おそらく後ろに居られる傍聴の皆さん方も町民の皆さん方も、これに関しまして何とか前の町長と収入役からはなんぼかでも取ってこいよという気持ちはあるのです。あるけれどこればかりはやはり法治国家でありますので、首根っこを捕まえて金を出せといたら、今度はこちらが犯罪者になりますのでそういったことは出来ませんので、ですからこの事件に関しましては今私が申しましたように、ほぼ終結を向かえなければいけないのではないかとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

100条委員会にも弁護士の方に相談をしたことがありまして、その中で町長、助役についてということで相談しましたところ、地方自治法上の、今言われる243条の2に基づいて損害賠償制度の適用することは出来ないが、民法上の委任契約に基づく善良な管理者の注意義務を怠ったことを理由として、債務不履行による損害賠償請求の民事訴訟を起す余地はあるというようなことは述べられていました。

要するに善良な管理者の注意義務を怠った過失があると言えるかどうかの問題で、明らかにそういった注意義務を怠った過失があると認められれば、そこで損害賠償の請求が出来るというようなことを述べられてはいました。

それを認定するのは、はっきり出来るかどうかということになるのですが、先程言いましたようなことを考えれば、私は善良な管理者としての注意義務を怠ったというふうに考えられるのではないかなというふうに思っています。

ただ、それで実際に本当に賠償請求でいくら取れるかと、裁判費用と比較してどうなのか

というような問題を考えれば、ひよっとすれば費用が掛かって、全くそれに見合うほどの額ではないという可能性もあります。

先程言いましたように、住民の方達の中には釈然としないとかそういう気持ちがあるわけです。ですから額の大小でなくて、前にも言いましたようにきちんとけじめを付けるということで、もう一辺研究する余地があるのではないかなというふうに思います。

鞍手町にとってこのような最大の汚点ですよね。この事件をもう一辺風化させることなく見つめ直して頂いて検討して頂きたいと。また5年を経たらまた忘れてきますので、もう一度このような事件を思い起こすとともにこういうことがないように、町長は変わられたばかりですので考えて頂きたいというふうに思います。ご答弁があればお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりだと思います。私も本当に心情的には町民の皆さんも何とかならないのかというお気持ちだと、ここにおられる皆さん全ての方が思われていると思います。

ですが1つに、先程岡崎議員が弁護士が云々ということをおっしゃいましたが、おそらく地方自治法の規定ということ、ちょっと弁護士さんはよくお解りになっていなかったのではという感じがします。要は首長若しくは三役というのは、そういうところまでもし追求されるのであれば、なかなかそういったポジションの町長に誰もなり手がなくなってしまうと、逆から考えると。

そういったことの1つは保護するためという意味合いもありまして、地方自治法の中にはこういった規定があって、それには責任を問えないという意味合いのことが地方自治法にちゃんと書いてありますので、この件からしますと前の町長若しくは助役に対しては請求は難しいということでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

常勤の特別職は先程言いましたように地方自治法上の損害賠償の縛りはないわけですが、それが全てに優先するというわけではないというふうに思うのです。先程も言いましたように弁護士も地方自治法上の責任は問えないが、民法上の先程言ったようなことでは善良な管理者としての注意義務を怠った過失があるかどうかの問題がはっきりすれば問えるのではないかなというようなことでした。

ですからもう一度検討して頂く、私は今度新しく町長になって義務があるのではないかなということで今回質問させて頂きました。後の答弁はよろしいです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に9番議員 久保田正之君の質問を許可します。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

通告に従いまして一般質問を申し上げます。

中学校統合先及び小学校の周辺の道路環境についてお尋ねをいたします。

平成27年4月に新しい中学校が開校されます。中学校周辺の町道、県道を利用する子ども達の道路安全についてお聞きしたいと思います。

当該地区の計画、学校と合わせまして取り巻く環境は一変しまして、このことは九州自動車道鞍手インターチェンジが23年に開通しまして、このことはご承知のとおりであります。このインターの取り付け道路は先程から話もありましたけれど、本町・今村線に取り付いているわけです。

私は、これはご承知の話になると思いますが、本来町道に県道が取り付いた、そしてメーター数もよけないのにこのまま放置しておるとというのが、何か取り付ける段階では県と協議するとか県道の昇格とか、そういうものもなかなか二転三転しまして出来ていませんから、このことに関して私も県にお尋ねに行ったのです。

県道の昇格の関係はどうなっているのかと言いますと、なかなかこれは流れ的にも担当者が即答出来ないような返事だったのです。

本来は県がインターを町道に取り付ける段階で、大きく車両が動いて来るわけです。重量車両が来るわけです。その間だけでもどうして欲しいとかがあってしかるべきではなかったかなと思います。

インターは供用開始23年2月にあった。その間時間があってそのことも何もないわけです。ただ県道昇格とか、これは予算の関係もあるでしょうし、いきなりこれはなかなか何度も聞きましたけれど、しゃきっと町も返事して頂けんし難しい問題だろうと思っております。

従いまして、本町・今村線は歩道が十分でないわけですね。そうしたことから3月に過疎自立促進計画の変更という形で、歩道を整備しますということでしたので安心はしています。

そうしたことから、このインターチェンジを利用して北九州方面、県外からのドライバー、これもご存じのとおり南小学校の西側に取り付いておるわけです、真下です。

そうしたことから県外、特に長距離と物流とかの車両は大型車両であるわけです。10トンとか11トン車、こういうことになりますと、特に南小学校がありながら開校は27年ですからそれなりに対応してもらえenと思います。

せめて南小学校がここにあるのだと、児童が通るのだという形のものには表示すべきではないかと。私はインターが供用開始するときに県に申し出をするべきではなかったのかなと思うわけです。今さら県にこういうことを言うと、なぜ早く言わなかったのかとなろうかと思ひます。

ぜひ町で学校の存在と、せめて交通安全の標語ぐらひは付けた看板ぐらひは付けるべきではないかなと思いますが、その辺の考えをお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

若干ちょっとピントがぼけているかも分かりませんが、私はこのところを南小学校とか小学校の看板設置をするべきではないかというように捉えていたのです。誤解があって大変申し訳なく思っておりますけれども。

中学校統合に向けた通学路の整備につきましては、学校やP T Aから出されました危険箇所の改善要望事項に基づきまして、直方県土整備事務所、直方署、役場建設課、教育課等の関係機関で現地確認を行い安全対策を講じていきます。

実際に町P連からもかなりそういう要望が上がっていきまして、これにつきましては、そういうような対策を講じていきたいと思っております。

それに伴いまして、まず看板の表示ですが、路面標示についても合わせて整備をしていく方針でございます。何せ今のご質問につきましては予算が伴いますことから、ここでボタンタッチをしたいと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

久保田議員のおっしゃっていることは本当にごもつともだと思えます。この件も含めまして県土整備の方にこれからお願いをして2年後の学校統合に向けて随時、これも含めて整備を行っていききたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

統合先は27年です。手前に小学校があるわけです。これは供用開始した時点で、小学校が、特に切り替えたということで小学校寄りになったわけです。その段階でやはり表示すべきだろうと。

後で質問いたしますが、ドライバーの方はここに小学校があるというような感じは見受けられないのです。従ってそれは行政が積極的に近寄った段階で策を講じるのであって、調査して云々とかはちょっと違うのではないかなと思います。もう少し状況を確認して、どういう状況であるかということからしましたら、あのまま放置するというのはいかがなものかなと思いますが、町長の考えは。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

すみません。私は今度の統廃合に向けてのサインの件と勘違いをいたしていました。議員

のおっしゃることは早急に町の方で対応していきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

続きまして中学校の敷地内の、これは特に感じたのですが、私はここ数年南小学校に行く用がありまして、庭木の関係がどのように管理されているのかと。特に小学校は敷地が広くて防風林とかそういう形のものとは別といたしまして、小学校の正門から入る坂道を見た時に庭木がお化けのようになっているのです。

これも災害、有事の際は避難場所にもなっているのです。地域の人とか第三者や先生達は東の方から車で来られて通っていないから、どうなっているか状況が分からないのではないかなど。このまま何十年ですから、私は即やして下さいということは言っておりません、お金が掛かることでもありますし。それから、こういう状態であると子ども達が事件に巻き込まれるという恐れがあるのではないかなど。なぜ誰も気づかずほったらかして来たのか、これもおかしいなもので。本当は自分の庭木なら適当でいいのですが、これは公の施設で特に県道が小学校寄りになりましたものですから、小学校がどこにあるかというような状況もあるのだろうと思いますけれど、もう少し庭木を、これは毎日出るような立派な庭木ではないのです。ですから何年かに一度は、今の状況であれば、今すぐという形は、もう何年もほたっているから、いい時期に予算付けをして頂いて、さらっと見えるような感じであれば、子ども達のためになるのではないかなど。まして有事の際は地域の方々の避難場所という形でもありますので、原形を壊すような形ものは若干守って欲しいなという感じがいたします。考え方で結構です。

○議長 川野 高實君

水摩教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

学校敷地内の庭木につきましては昨年も剪定を行いましたが、ご指摘のところにつきましては児童生徒の学校生活の安全管理、学校周辺の住民の方に影響がないように配慮し対応したいと思っております。

尚、先日見てまいりましたが、確かに議員のご指摘のように少し枝が暴れているところがございしますが、そういうところにつきましては早急に対応していきたいと。

尚、これを職員にしろというのは大変危険でございます。実は私も一昨日剪定の最中に脚立からひっくりこけてまして、今頭を4針ほど縫ってまして、腰もしこたま打っているわけでございます。これを職員や子ども達に作業をなささいというのはなかなか難しゅうございますので、予算も伴いますが順次計画的に剪定等を行っていきたく考えています。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

私はああいう状況になって先生とか職員とか、ノンプロがするような形のものではないと思いますので、状況を見たら腰を入れて、予算付けしてプロにやらしてもらわないと危ないですよ。誰が出来ますか、個人で先生達は剪定するような状況でないわけです。9月に予算を付けるとか、長年放置しているのですから、そのことを認識してもらって、いい時期に付けてやらしてもらえばいいのではないかなと思っております。

なにせ数十年でしょうね。年数からいって放置の状態になっていますから、その辺を配慮して頂ければ有り難いなと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

久保田議員のおっしゃるとおりで、これは次の補正か若しくは今が一番樹木が茂っていますので、今早急にやらなくてはいけないと思います。ですからこの件におきましては予算措置を企画財政課と話しまして対応いたしたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上で久保田正之君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして3点について質問いたします。

最初に学校施設の改善についてお尋ねします。

学校環境衛生基準によると教室内の最も望ましい気温として、夏場では25度から28度、冬場では18度から20度となっています。そこで全学校の実態を把握し、その対策を練る必要があると思います。

天気予報の長期予報では今年の梅雨時期は、湿度は平年並みですが気温は平年より高いと言われていました。雨の日は窓も開けられず気温も高くなれば集中力も低下し、何よりも熱中症になりかねません。

また、晴れた日でも今問題になっています大気汚染PM2.5の問題、こういったこともありますし、教室へのエアコンの設置は必要だと考えますが、教育長そして町長の答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

水摩教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

熱中症対策については児童生徒にこまめな水分補給、休憩など必要な対応を行い健康状態の把握に努めるように指導しています。

PM2.5の対策については文科省より対応マニュアルが示されておりまして、数値は常

時インターネットで調べ情報を得ています。鞍手町内の小学校は70の数値を超えますと屋外活動を中止するなど、対応に遺漏のないよう指導をしています。

また、各学校にエアコンの設置をすべきであるということですが、新中学校にはエアコンを設置する予定でございます。小学校につきましてもエアコンの設置は望ましいと思いますが、財政状況等を踏まえ今後の課題として検討してまいりたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今教育長が答弁して頂きましたが、当然のことながらエアコンにつきましては今の時代当たり前かと思えます。気持ち的には直ぐにでも小学校全てエアコンを付けたいという思いはございますけれど、いかんせん議員もご承知のように財政状況が非常に厳しゅうございます。これを全部入れるとなると3千万後半から4千万近く、あくまでも概算ですが、掛かるみたいで。それともう一つは一番大きなのはランニングコストですね。電気代というランニングコストがかなり掛かって来るみたいでございます。

この件につきましては、気持ち的には直ぐにでも私はしたいという思いはあるのですが、まずは企業誘致とか、住民の鞍手町の定住化促進を一生懸命やって、税収が鞍手にあがるように一生懸命努力をしますので、その暁には何とかこれを実現に向けて鋭意努力していきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

財政のこともありますが、今の町長の言葉は、本当に鞍手町がお金が余ってそれからですよという形にしか聞こえないのです。

今子ども達が置かれている状況というのは昔とは違いますよ。春になったら花粉が飛んできますし窓も開けられませんか。今はサッシですから隙間風とかはあまりないのですが、窓を開けたら直ぐ外なので雨の日等は絶対窓を開けられませんか。廊下の窓しか開けられませんか。気温も高くなっている、湿度も高い、こういった中でいくらこまめに水分補給をさせても、また、冬場はずっとジャンパーを着て、コートを着て授業を受けているわけですよ。そういう状況をいつまで続けさせるのかという問題ですね。そういうところも踏まえて頂いて、是非ここは前向きに考えて頂きたいと思いますが、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に気持ち的には直ぐしたいのですが、一つの考え方として経費削減をまずやり、これを早急に行うとしてもランニングコストから考えますと、やはりかなり大きな金額になります。今後の取り組みの一つとして見れば、今小学校が全部で6校ございます。これを将来的

に、近い将来これを統廃合なりを行って集約してコンパクト化して、そこにエアコンなり暖房を付けることによって総合的なランニングコストを減らすことが出来ると。

私が短時間で考えたことはそういうことをやりながらコスト削減をやって、これを将来的に取り付けるということですかね。いま直ぐこれをやるというのはちょっと。しないとは決して思っていませんし、ちょっとこれ時間を下さい。企画財政と相談してみます。仮に今やった場合にどうなのかということも踏まえて、前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

保育所でも以前クーラーがなくて乳児室と寝るところぐらいしか付いていなかったのですが、遊戯室も後から付いて、教室の数が少ないから意外としやすい部分もあったのですが、ちょっと町長と考えが違うのは、私は統廃合を進めるわけではありませんし、そうしてまでエアコンを設置してくれとは言いません。そこまで言いませんけど考え方としては、今の状況からいけばエアコンの設置は必要なのではないだろうか、そういった意味で前向きに検討して頂きたいと。

教育長にお願いですが、今の小学校の教室の実態というか、気温、湿度とかというのがどういう状況にあるのか、晴れの日、雨の日、いろいろあるでしょうし、そういったものを是非実態を把握して頂きたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

今のご質問についてお答えいたします。

各学校のそういう気温ですね。室内の湿度、風の状況等については精査しまして、何らかの形で校長会の中で指示をして、快適な状況で勉強出来るように努めていきたいと思っております。

因みに、ある学校では自前で扇風機を入れているということで、それぞれの学校内で、乏しい予算の中で努力をされておりました、大変申し訳なく思っております。

ある学校では予算がないからすだれ1つで我慢しようかというようなことで、この前校長がそう言っていました。しかるべき措置を講じて快適な状況で子どもが勉強出来るように努めていきたいと考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

調査の方よろしくをお願いします。

次に、避難所にもなっている学校施設の改善についてですが、昨年6月議会で避難場所の

掲示をするように求めました。その整備は既に行われていますが、私の感覚として直ぐ目に付くような所がないような感じがするのです。

やはり幹線道路から、その近くの大きな道路から、ここは避難場所ですよというのが分かるのが掲示の当たり前の在り方だというふうに思うのです。是非掲示の仕方の工夫についてして頂けたらなというふうに思います。まずこのことについて答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように、その辺のところは早急に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

更にトイレの問題です。これも東日本大震災が起きた2011年の9月議会で質問いたしました。町長、教育長とも新しく就任されましたので再度質問いたします。

震災での教訓として避難所での問題があります。被災者が避難所に来られるとまず食事とトイレ、このことが最初の課題となります。食事については被災を免れた住民やボランティア等の炊きだし、支援物資も届き始めます。電気も比較的早く復旧するでしょう。

しかし、食事とともに排泄は人間にとって大切な行為です。トイレ問題は身障者をはじめ高齢者や女性にとって特に深刻です。

町内の避難所の問題はトイレのスペースが狭い、数が少ない、洋式トイレがない、多目的トイレがない等が上げられます。文科省は震災を受け各教育委員会に対し、小中学校に貯水槽やトイレの整備などを求める告示を今から2年前に行っています。

今年度の当初予算で校舎内の洋式トイレの整備の予算は、徳島町長は付けて頂いています。しかし先日の3月議会での予算質疑の中で、校舎内に限ってるという状況でしたので、ここは体育館、また外用のトイレ、これについても最低限洋式トイレの整備が必要だと思います。

町長の答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

トイレの洋式化については、今年度は小中学校の校舎内の和式トイレを一部洋式トイレに改修するように計画しています。

体育館のトイレや屋外トイレにつきましては、必要に応じ改修又は設置を検討したいと思っております。また、緊急避難時には校舎を開放することも考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今学校を開放するというか、施設を町民の皆さんに貸し出すというようなことで、いろいろなスポーツ団体があって、そこに各小学校のカギを渡したりとかというところで貸していますね。でも体育館を使うにしろトイレが和式しかないところもあるわけです。

しかも小さい、大人が出来ないというところもあって、学校開放とか運動会の関係ですね、そういったところでいろんな方が使えるようなトイレを常時設置しておかないと、校舎内だけにしても、体育館だけ使おうとしても校舎の中に入れてませんし、また運動場を使うにしても外用トイレにも和式しかないと。

いまほとんど和式のトイレのあるお家を探す方が大変だと、そのくらい今の子ども達、私達の世代もそうですが、今洋式トイレにしか行けないというような状況ですよ。だから今後一部でなくて全てを洋式トイレと、一部和式という形に校舎内も含めて整備していく必要があると思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりだと思います。それプラス出来ればウォシュレット等も一緒に付けたいなど、実際のところ私は思っております。役場の中にウォシュレットがないものですから用を足すときは家まで帰っているのです。

早急にその辺のところは対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

トイレの問題については、これは学校だけの問題ではなくて、先程言いました避難所の関係全て、それから公共施設全部を是非調べて頂いて対応をお願いしたいと思います。

次に進みます。

2点目の質問についてです。2つ目は生活保護基準の引き下げについてです。そもそも生活保護とは憲法25条で補償された健康で文化的な生活を営む権利を有するためのものです。厚労省の統計資料でも生活保護の不正受給の金額は全体の0.4%となっており、特に70歳以上の受給者が増えているのが実態です。

しかし政府は2013年、本年度から3年間で生活保護基準を引き下げる方針を示しています。生活保護基準の引き下げは単に受給者だけの問題ではなく、この基準を目安に条件が設定されている国保、教育、福祉等にも影響が出て来ることが懸念されます。

通告の質問とは後先になりますが、まず影響を受ける町の制度や施策を教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず現状ですが、鞍手町の生活保護受給世帯が今539世帯で787名ございます。それと生活保護基準の見直しによる影響について鞍手福祉事務所に尋ねました。生活保護を廃止になる世帯はないようでございます。但し給付水準の引き下げによる影響はあるかも知れないというところでございます。

また、準用保護児童生徒に対する就学援助の支給世帯の一部に影響が出て来るであろうということをお聞きいたしています。

町の制度や施策の対象者の認定においては、非課税限度額を参照することとしている主なものは、保育料、国民健康保険及び後期高齢者医療の自己負担限度額、準用保護児童生徒の就学援助費の支給認定などがございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

全て、どういう制度に影響が出て来るのかということのかは住民税の課税最低限とか、先程国保の減免の関係ですね。町営住宅はどうですか。いろいろなところが関係してくるのではないだろうかと思って、まずそこを洗いざらい出して頂いて。

例えば中間市でいうと、これは市ですからあれですが、このままいけば38制度に影響が出て来るということも言われていますので、是非ここを基準にして本当に生活保護を受けている方の給付水準も引き下げられますけども、それ以上にまだ影響が出て来るところが拡大していくと、そういうこともありますので、まずは今年度の町民生活の影響はどうか、今後どういうふうに対応策を考えるのかということのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在の水準を本町としては保ちたいのですが、国の制度であるため町単独ではこのことに関しましては、今のところ変えることは出来ないような状況でございます。

出来るだけ大きな影響が出ないように町村会等を通じて、このことに関しましては要望していかなければいけないのではないかなどそのように思っております。

ただ、低所得者への支援対策として、準用保護世帯に対する町の基準については、可能であれば上乘せ等も今後視野に入れながら考えていかなければいけないのではないかなどそのように思っております。

当面は議員がおっしゃるように現況をきちっと精査をいたしまして、先程言われていましたことは担当課に調べさせましてご報告申し上げたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程聞いた今年度は影響があるのかないのかを確認で教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

担当課に報告させます。

○議長 川野 高實君

鯨坂福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。

生活保護の給付の関係ですが、25年8月の時点で今回改正があるというふうに聞いています。まず国が示している生活扶助基準の見直しの例ですと、夫婦と子ども30代、20代、4歳の場合、現在の生活扶助費が15万2千円が、25年8月の時点では14万9千円となり3千円減額の予定とされています。

平成27年度以降は14万4千円になり現在より8千円減額ということですので、25年度に関しましては非課税限度額の改正分で25年度は影響はないというふうに言われています。26年度以降で助成関係はありますので、その時点で対応するというふうに国の方は言っています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

いずれにしても8月に県の方からの説明があるというふうに聞いているのですが、これはどこの自治体でも、勿論生活保護を受けている方も大変ですけれども、これに影響するところの方がもっと拡大してくるわけで、保育料だとかいろいろなところに波及して来るわけで、保護基準が引き下げられたからそこに全部影響していったら大変なことになるのです。だからその対応策を今から考えていく必要があると。

今まで同じ収入であっても、例えば保育料でいったらこれだけ払っていた、それが基準が引き下げられたから今度は何千円もプラスになったとかということがないように、あらゆる制度でそういうところが見えてくるわけで、勿論国も対応策を練るとは言っていますが、最悪の場合でも町でその辺は対応出来るようにして頂きたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員がおっしゃるように、いろいろな部分でしわ寄せが来るということ、少しお時間を頂いて精査させますので、それを踏まえて早急に対応していきたいとそのように思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一応今年度は影響がないということですので、早急には是非国に対してそういう影響がないような対策を講じてくれというようなことをやって頂いて、この1年間に掛けていろいろ対応策を考えて頂きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時31分

再開 14時45分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

次に2番議員 須山 由紀生君の質問を許可します。

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

まず、議会を傍聴される方を含めた庁舎内での障がい者の支援状況についてお尋ねします。まず最初に、来庁されたろうあ者の方への職員の対応についての質問です。

その前に、答弁を求める意見ではありませんが、議会への手話通訳の導入について、この意見を少しだけ述べさせていただきます。

今、鞍手町身体障害者福祉協会の会員さんや、議会への町内在住の多くのろうあ者の方から要望が出ています。それは議会の傍聴に行きたいのだが手話通訳がないので行っても分からない。なんとかならないかという声です。ろうあ者の方に限らず、全ての議会に関心のある町民の方は傍聴に行って実際の議員の生の声や動作を聞いたり、自分の肌で感じたりして、議員や議会に対する判断材料にされるのではないのでしょうか。

3月議会での町長の答弁をお借りしますと、全ての人々が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合って、対等な立場で日常生活や社会生活を営むことが出来る社会を実現していくためには、社会的支援や公的支援がその前提として必要であると考えています。とこう言われています。

そういう意味では今の議会運営は健常者の方と対等の立場で議会を傍聴出来る環境ではないのではないのでしょうか。

また、議会終了後に発行されます議会だよりでも、質問者1人の内容が800字から1000文字ぐらいに凝縮されますので、どうしても全ての内容が伝わりにくい、分かりにくい、また、感じにくい部分があります。近隣の自治体でも手話通訳を議会に導入している自治体はないと聞いております。手話通訳導入が実現すれば鞍手が他の自治体に先駆けて、またモ

デル地区にもなるのではないのでしょうか。

また、この前テレビで大々的にニュースでありました風疹の予防接種費用の助成、これが取り上げられましたけれども、鞍手町が再度アピール出来ることではないかと思っております。

筑豊障害者協会の会長さんの阿高氏をはじめ、多くの障がい者の方や手話通訳の方も強くこれを要望されています。

ただ、議会への手話通訳導入の問題は、議会内部の問題ということですので、今回の町長への質問ではありませんが、庁舎内での障がい者支援について、もの凄く関連がありますので、この場をお借りしまして冒頭に意見を述べさせて頂きました。

さて、本題のろうあ者の方への職員の方の対応について、これをお尋ねしたいと思います。通常役場の窓口業務の時のろうあ者の方への対応は、今どういうふうにされているのか。また、職員の方で手話通訳の出来る方がおられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、須山議員がおっしゃいました議会の中にも手話通訳をとということに関しましては、先に、対応をする、しないというのは、ちょっとまだ私も分かりませんが、この段階では予算的なものもございまして、やはりこれはするべきですよ。だと思います。

それとろうあ者の職員の対応ということですが、聴覚、音声、つまり言語機能に障害のある方々が支援事業を活用されていると聞いております。そして手話通訳者が障がい者の方と一緒に同行されて、そして対応を行っているということを担当課の方から聞いております。

それともう1つ、手話通訳者が同行されていない場合には、職員が筆談で対応しているということでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

議会への手話通話の導入の件は、今度議会内部で検討して頂くことといたしまして、職員さんの手話通訳の件ですが、出来れば臨時に手話の出来る職員さんをどこかの部署に配置をして頂いて、そして突然にろうあ者が来られた時でも、いつでも対応が出来るような処置をとって頂いたらどうかなと私は思っております。この件について町長にお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね。議員がおっしゃるように、何人においても同じような権利は与えられて当然だと私はそのように思っておりますので、この件につきましても前向きに考えていきたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

次に庁舎のエレベータの設置の件ですが、庁舎二階へのエレベータの設置について、前の質問と同じように身体に障害のある方、特に車椅子で庁舎に来られる方や下半身に障害あり、階段を利用するのが困難な方、また議会の傍聴を希望される方もおられると思います。

エレベータがないために二階の企画財政課や建設課また総務課に直接用のある方は非常に困っておられるのではないのでしょうか。やはり障がい者の方も健常者の方同様に対等な立場で社会生活を営むという観点からすると、エレベータの設置は町としての責務ではないかと思います。町長のお考えをお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まさしく議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、この庁舎の構造上なかなか設置する場所と、それとこの建物が50数年経っております。ですからエレベータというのは箱物を作って、その周りの補強とかいろんな部分に関与してくるらしいのです。ですからそういうことも踏まえたと、例えば地震がきた時に逆にエレベータの中に閉じ込められるという可能性もあるということも専門家から聞きました。

それともう1点は、近い将来、これは柴田町長が私にお話されていたのですが、今度学校を移す、元宮本学園の手前の左に車の整備学校がありましたが、あの建物を先だって担当課と見に行き参りました。そうしますと、あそこは立派な建物で、柴田町長が私におっしゃっていたのは、あそこを近い将来役場にもっていきたいということをおっしゃっていましたので、私もそれを踏まえて見に行かせて頂きました。

本当に立派で出来れば柴田町長の意を汲んで、あそこにもって行く時に今議員がおっしゃったエレベータ、いろんな部分においても、あそこだったら構造上もなんとかなるのではないかというふうに考えております。ですから個々においては、だからといってじゃあ困るではないかという問題が発生します、明日からでもこの役場、庁舎に対して。この件に関しましては、例えば二階に用事がある足の不自由な方とかが来られました時には、一階で対応して、二階の何課にご用ですかということをお尋ねして、逆に二階の担当課が下に下りてきて、そこでしっかりと対応させて頂くというような緊急措置、回避的なこととなりますけれども、そのような措置を講じらせて頂ければとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

先にそういう質問もさせて頂こうかと思っておりましたが、多分構造上かなり老朽化してしまってますね、なかなか難しいのではないかと思います。横に付いています木で作った配

電盤も数十年、50年以上も前の碍子引きの配電盤が付いているみたいです。かなり無理かなと思います。そうすると新しく新庁舎を建て替えるとか、そういうことになるのではないかと考えておりますので、この後にその質問もさせていただきます。

補足ですが、この議事堂に入る傍聴席の入り口は5cmほど段差がありまして、あれは車椅子はどのようなのですかね。答弁はいいのですが、それを見て頂いて出来るものならスムーズに入り易いようにして頂いたらと思っております。

次に先程から何度も出ていますトイレの件です。私の場合は庁舎のトイレの洋式化ということで質問をいたします。昨年の6月議会でお願ひしました小学校のトイレの洋式化の予算が本年度の当初予算で計上され、執行部の迅速な対応に本当に感謝をしております。お礼を申し上げます。

さて、現在のこの庁舎なのですが、一階の中央部分、ここは多分来庁者も含めて頻繁に使用される所だと思いますので、この部分と二階の女性用は洋式の便座になっております。他の洋式化されていないところが福祉人権課の向こうにあります小さなトイレ、それから問題の町長室の前のトイレ、それと議会事務局の横と、二階の男性用、この4カ所がまだ洋式化されていないようです。特に町長室の前は先程から町長も家まで行って用を足してと言われていましたが、古くて狭くてとても町長室のトイレには相応しくないような気がします。

また、町長を訪問された大事なお客さんが使用されることもあるのではないかなと思います。それだけに全てきれいになれば一番いいのですが、この部分だけでも新しく、当然ウォシュレットに改修をして頂いたらどうでしょうか。町の見解をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に須山議員がおっしゃるとおりだと思います。今の時代トイレというのは都会のデパートにしましても、一番どこに手を加えるかと言うとトイレなのです。特に女性の方はウォシュレットがついていた方がいいということも聞いております。この件も先にお金の関係も企画財政課と話をいたしまして、鋭意出来る限りのことはしたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

前向きに検討をお願いします。

次に移ります。先程から町長が言われております庁舎の移転について、これについて質問をいたします。

まず、庁舎の耐震化とスプリンクラー、これは天井裏にほとんど付いているのですが、この設置状況が分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今のところスプリンクラーの設置はこの庁舎にはございません。まず、1つはこの庁舎の耐震化の診断をやらせて頂きたいなどそのように思っております。それはなぜかと申しますと、やはりいつ地震というのはどこで発生するかも分からないし、本来司令塔であるべき役場が地震がきたら一番に壊れてしまうというような状況で、司令塔となるとところが一番に壊れてしまうというのが、おそらく50数年前の建物ですから一番に壊れてしまうのではと察するところであります。ですからまず、耐震化診断を行いまして、もし、この耐震化診断の状況如何によっては、先程申しました庁舎の移転も早急に考えなければ司令塔となるとところが一番に壊れるということになると大変なことになりますので、そういうことを踏まえて取り行いをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

分かりました。今町長が言われましたように、どこの自治体でもそうでしょうが、庁舎は町のシンボルでありまして、防災対策の拠点だと思っております。その拠点である現在の庁舎はかなり老朽化していて、今言われたように耐震化もされていない。とても防災対策の拠点としての用はなさないのではないかと私は思っております。

そして二階の一斉通報受信スピーカというのがビニールを被せてつけてありますが、その増設部分というか、増築部分の天井がかなり雨漏りの跡があるようです。雨漏りの修理はしてあると思いますが、他にもいろんな不具合がこれからもどんどん出てくるかと思っております。

本町の老朽化の庁舎とは内容が若干違いますが、一昨年3月11日、東日本大震災で宮城県の南三陸町の防災対策庁舎で42人の方が犠牲になられております。あの光景は今でも私たちの脳裏から消え去ることはありません。本当に。

地震直後にカメラのシャッターを押し続けた企画課で広報担当の男性職員の方が事故後に、こう言われていたそうです。どうせ津波が来ても1～2mだろうと。その時は防災庁舎に上がればいいと。そう思いながらシャッターを押して撮り続けたそうです。その後のことは申し上げるまでもないと思いますが、このような大惨事が二度と繰り返されないためにも、事前の防災処置が必要ではないでしょうか。

当町は津波の危険性は少ないかも知れませんが、災害はいつどのような形でやって来るか分かりません。絶対に油断は禁物です。庁舎内のいろんな不具合も当面は改修工事で対応しないといけないでしょうが、先程町長が言われましたように、いずれは新庁舎の建て替え、もしくは移転を考えておられると思っております。

これは私の個人的な意見なのですが、私も町長と同じで現在の中央公民館辺りに新庁舎を移転して、あの辺り一帯を一極集中型の新庁舎街にしたらどうかと思っております。中学校の移転時でもそうですが、あの辺りは鞍手の中心ではないという意見をよく聞きます

が、現在は昔と違いまして全てが車社会ですので、町の中心を多少外れていても、そんなに問題はないのではないかと私は思っております。

逆にあの周辺が鞍手駅があり、インターがあり、そして先程も出ていました遠賀川渡河橋が完成し、インターやその他の道路にリンクすれば違った意味の町の中心部になっていき得る最適な立地状況ではないかと思えます。

そうすればいろんな企業や商店も必然的に増え、雇用が生まれ、人口が増え、税収も増え、町の財政も潤うと。将来的に明るい陽射しが指すのではないかと思っております。

再度町としての構想がありましたらお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

須山議員と私は考えが同じでございます。私もコンパクトシティにすることによって、要は人件費の削減、そして遠く離れた例えば永谷とか室木の方においてはそれなりのコミュニティバスなりで、まずは役場の庁舎に来て頂ければ全て徒歩圏内で用が足りるということによって、住民の皆さんにとりましても利便性が高くなるということもあろうかと思えます。それと今申しましたように人件費の部分においても相互利用が出来ますので、そうなりますとコンパクトで収まるということで経費も安く上がるということも考えますと、やはり須山議員がおっしゃるように、あそこにコンパクトシティとして集約するという事は私もそのような形でやっていきたいなとそのように思っております。

それともう1点は、要は役場に来庁されている町民の皆さんの9割以上の方というのは、例えば住民票をとったりとか、諸証明をおとりになる方というのが90数%なのです。ですからこれに至っては福岡市も住民票はコンビニでとれるとか、いろんな諸措置がございます。本町にもいろんなところにコンビニが点在しておりますし、また、ここの役場が仮に移転しましても今申しましたように90数%の方にご迷惑掛けないがためにも、まずは、ここの場所に諸証明の発行場所としても、その部分だけは当面この場所に残しておけば役場の機能としては大きく足りるのではないかと、そのように思っております。

今後庁舎の移転につきましても、また議会の皆さん方のお知恵を頂戴いたしながら考えていかなければいけないと。それともう1点は、いつ何時災害、地震がくるかも知れませんが、そういうことも踏まえて早急に対応していきたいなとそのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

前向きな素晴らしい答弁を頂きましてありがとうございます。近い将来の鞍手町の新庁舎が実現することを願いまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

只今の質問議員と多少内容が重なるような通告の内容になっておりますが、質問内容、それから質問の切り口等々が多少違っておりますので、通告書に従った内容で私は質問をさせていただきます。

昨年の7月に車椅子を利用いたしまして、町営施設の実地調査を行いました。これは車椅子での移動やカウンターの高さ等、疑似体験することにより車椅子利用者の方々々が快適に施設利用出来ているのか。改善点等はないのかという問題意識をもって臨んだものであり、車椅子利用者の方々々の目線を体験し、各施設での改善点を書面にして昨年平成24年8月6日に提出させて頂いておりますが、1年近く経過した今、今後の対応等を確認いたしたく本日質問をさせていただきます。

それでは通告書に従って一般質問を行います。只今も述べましたとおり、昨年の7月に車椅子を借用し、私自身車椅子に乗って町の各施設の実地調査を行いました。健常者であり、ご覧のとおり背丈もある私でございますが、車椅子利用者の方々の目線で各施設を体験出来たことは非常に有意義なことであったというふうに考えております。

この件に関しましては、先の町長、副町長のご理解と関係職員の皆様のご協力にまず感謝を申し上げます。

それではその内容につきましてですが、まず、鞍手町役場ではローカウンターが設置されています。高さについての不便は感じませんでした。しかしながら膝が当たり、正面を向いて書類を記入することは出来ませんでした。これは車椅子を斜めにすることによって記入が可能でございました。しかしながらローカウンターで膝を打ったということにつきましては、私の体格に問題があるとそうように考えておりますので、この件については特に問題にする気持ちはございません。

また、通路については利用者の方々、いわゆる健常者の利用者の方々々が通路を譲って頂いたお陰でスムーズに移動が出来たと思っております。通路スペースの取り方には多少問題があるのではないかなとは思っておりますが、通路スペースが広く、本来であれば広くして頂きたいと。そのように申し上げたいところでございますが、残念ながら建物自体の問題もあり、早急な対応は困難かなというふうに考えております。

この件に関しましては、今後検討して頂きたいということだけを申し添えておきます。しかしながら役場利用者の利便性を考慮した時、車椅子利用者が二階に用件がある場合に誰に連絡をとって頂くのか。また、高齢者や身体に不自由のある方が利用したい窓口を聞きたい場合等、どのように誰に声を掛けたらいいのか等々の問題が出てくると思っております。

この問題を解決するには、私は総合案内という窓口が必要だと思っております。近隣の役所等においても既にこの総合案内という部署、窓口が設置をされております。

先程の質問議員もおっしゃっていたとおり、役場にはエレベータ等の昇降機もございません。二階にある担当課に用件がある時は、その近隣における職員に声を掛け、内線で呼び出して頂く。しかし一階の職員はご自分の仕事、職務の手を止めてその方に対応しなくてははいけません。昨年の実地調査の時も同様の対応をして頂きました。私が車椅子で突然正面玄関から入ったせいもございしますが、職員の方が進んで声を掛けて頂きました。これがもし、一般の方だったらこのように自分の仕事の手を止めて声を掛けて頂けるのかという疑問は多少残っております。作業効率を謳っている一方で、このような不備があるということは、職員の方にも何らかのご負担が掛かっているのではないかなど。非常に大きな問題であるというふうを受け止めて頂きたいと思います。

これらの点を改善するためにも総合窓口の設置には積極的に且つ早急に取り組んで頂きたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私が町長になる前の行財政改革の取り組みの中で検討されたみたいですが、当時の行財政改革の取り組みの中で職員を配置する余裕がないため、現在設置をしてないと聞いております。ですが、今議員がおっしゃるように、なんとか良い方法が。当面は今職員の数が非常にタイトでございまして、実は私が今いろんなことを担当課に、これもやるぞ、あれもやるぞということで風しんの予防接種にしてもそうでございしますが、そういうことにおきまして担当課が正直今の人数からするとアップアップ状態で、私がいろんな仕事をこれもやるぞ、あれもやるぞ、次はこれ、付いて来いとやらせているものですから、ちょっと手が回っていないような状況下でございまして、ですが、それに甘んじてはいけないと思っております。ただ、これにおいてはもう明々白々の部分というのは人手が足りないということでございます。ただ、人手を増やす財源があるのかということも精査をいたしながら早急にこれは対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

何も総合案内に専属の職員を置く必要は僕はないと思います。例えば各課からそれぞれ曜日を決めて時間帯を決めて担当というようなことも工夫の1つではないかと思っております。

それとスペースの問題。スペースの問題については収納窓口の隣の窓口がカーテンが閉まった状態で空いている。遊んでいるスペースもあるというようなことをもう一度よくよく考えて頂いて検討して頂きたいというふうに思います。

調査時点におきましては、実際に私は二階の担当課に用件がありましたので、ここで二階の担当課の方にその旨を伝えるために一階の方をお願いをいたしました。二階の方は一階の方に下りて来られて、その用件と回答を私は頂きました。この時は大変に二階の方も一階に

下りて来るという形で多少時間を無駄に過ごす形になると。しかしながら一階で対応を受ける車椅子に座った状態の私は一階ではご存じのように、そういう対応スペースがないがために、車椅子に座ったままで二階の方のご説明を受ける。その時の目線の違いというのは凄い威圧感を感じました。これはなんとしても僕は改善すべきだと思います。その対応するスペース、カウンター等々についても常に常設して常に空けておく必要はないと。例えばどこかのローカウンタはその時には使っていないよというように一階の担当課の方がそれを了承していれば、その時に使えるわけです。そういう形で使っていくというようなことをして、そういう工夫等々も必要ではないかなと思います。そのようなスペース的な工夫等々について町長はそういうお考えがあるのか、ないのか、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。議員がおっしゃるように上目線になるとちょっと威圧感があるかと思います。

こういう部分におきましては所管課と協議をしながら、今議員がおっしゃったことというのは直ぐに解消出来るかと思しますので、直ぐに取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

本当にその時の目線の違いというものは私もこのような目線で普段生活をしておりますので、かなりの威圧感というものを経験いたしました。ぜひ積極的に取り組んで頂いて早急な対応をとということをお願いしておきます。

ところで車椅子利用者の方が来庁されて、例えば二階に実際に会議等で来られたという時の場合、二階がそういう会場である場合、現在どのように対応されているのかその辺についてお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現段階では二階に用事があられる方におきましては、二階の職員が下りて来てですね。

○5番 田中 二三輝君

用事ではなくて会議等で来た時です。

○町長 徳島 眞次君

現在はそういう方の対応がなかったと今担当課が申しております。実際には足の悪い方が二階に上がられるのには困苦されているようですね。その時には当然職員の手伝いが必要であれば、当然行政としましては手を導いて二階に連れて行くための措置は講じたいなあとそ

のように思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

私が聞いているところによりますと、車椅子を数名の職員で抱えて二階に上げた。下りる時も同様にされているというふうに聞いております。

しかしながらこれは非常に危険な行為であるというふうに思います。そういう対応をするのではなくて、その時には僕は二階で会議をする必要はないのではないかと。そういう時には会議室等々を変更するなり、一階で対応出来なかったら他の町施設へ緊急に会議の場を移すなりして対応するというようなことも必要ではないかなとそのように思います。

まず、町民の方の安全第一を考えた場合にはやはりそういう対応というのは危険が伴うということでぜひ今後止めて頂きたい。会議室等々の変更で対応して頂きたいと思っております。ぜひその辺はよろしく願いをしておきます。

役場に関しましては、そもそもバリアフリーというものに積極的に取り組んでなくては行けない。そういう施設であるというふうに思います。その役場にエレベーターがないこと。これにまず問題があるというふうに考えます。公共機関であり多くの利用者が利用する施設であります役場がそういう状況であると。先程町長もちらっとおっしゃっていましたが、建物もかなり古く老朽化が進んでおります。鞍手町の顔である役場の建て替え等々も検討ということについても、先程なにかしらお答え頂いておりますので、この件については回答は頂きませんが、そういうものを見据えた今後の具体的な計画に移った時にはぜひ前もって議会の方にきちっと説明をして頂きたいというふうに思っておりますのでよろしく願いをしておきます。

次に利用者の安全確保と施設の改修について、それぞれ質問をして参ります。まず、駐車スペースにおける件でございますが、平成18年12月に国が定めた障害者用駐車スペース、この条件について町長はご存じでしょうか。お伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

身障者用の駐車スペースは一番入り口に近いところに、何台かは調べておりませんが入り口に一番近いところに設けるということは分かっております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

平成18年12月に国が定めた身障者用駐車スペースについては、出入り口から出来るだけ近く、その幅は3.5m以上確保しなさいと。尚且つ障害者用である標示をするというふうにされています。しかしながら平成18年12月以前に既に駐車場として使っている施設

等については、その改善努力目標というような形で位置付けされているというふうに私は理解しております。役場については入り口が確かにございますが、その幅というのが3.5m以上確保されているかということで実際に計ってみました。計り方によって白線のどこで計るかによってはその部分が3.5mあるものとなないものがあるというふうな結果が出ております。残念ながら中央公民館等につきましては、その規定を満足するものではございませんでした。今後駐車場の変更や白線の引き直し時にぜひ検討をして頂きたいというふうに思っておりますが、町長のお考えを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

通告の中にその駐車場の件が載っていませんでしたので把握をしておりませんでした。議員がおっしゃるようにこの辺のところも早急に調査いたしまして、出来る限り早急に対応していきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

各町施設の改善点にということで大きく括っておりましたので、当然駐車スペースも入っているものというふうに私は理解しておりました。大変申し訳ございません。今後通告書の内容につきましてはもっと具体的に分かりやすく提出をしていきたいと思っております。

役場の新館前には障害者用駐車スペースというものを設置して頂いております。更に町営斎場等につきましても白線を引き直して頂いております。役場については新館入り口というふうに表現してよろしいのか分かりませんが、真ん中にある入り口にも1つ駐車スペースを作って頂いております。このように早急な対応等々につきましては感謝を申し上げますというふうに言っておきます。

更に調査時点で私自身気が付きませんでしたけれども、昨日ご自分で車を運転されて介護者もなく、車椅子利用者の方が来庁しておられました。ご自分で車椅子を用意して車から降りて車椅子に移っておられました。その時にふっと考えたのは、梅雨の時期でございましたので、今日は雨が降ってなくて良かったなあというふうに思いました。他町を見ても若干ではございますが、そういう駐車スペースに屋根が付いているところが実際にございます。そして尚且つ、入り口まで屋根付きの通路を確保されているところもございます。私はぜひ、ここまでして初めて設備の完備、整備が完了するというふうに考えておりますので、ぜひ積極的なご対応をお願いしたいところでございますが、町長、それについてももしご意見があれば。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように当然高速道路のパーキングエリアのところの身障者用駐車場は全部屋根が設置されています。気が付きませんでしたね。この件も踏まえましていろんな施設を精査していきたいと思っております。そして対応していきたいと思っております。

議員がなにか車椅子でいろんなところを回られたということでご尽力されたということに関しましては本当に敬意を表するところでございますが、出来ましたら折角議員がそのような形で車椅子でいろんなところを体験された、そういう体験談を出来れば担当課なり、私でもいいのですがご指導頂ければ幸いかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

その内容につきましては先程も言いましたけれども、昨年8月6日に書面にして出しておりますので、町長の方で担当課に確認をして頂きたいと思えます。

障害者用駐車スペースということについては、法的には広さ等々しか謳っておりませんが、町長は選挙の時に福祉の充実ということを謳っておられますので、ぜひ前向きな病院や各施設等々の屋根付きというものを前向きに検討して頂きたいというふうに重ねて申し上げます。

それでは私が実際に回った時の各施設で感じたこと等を縷々述べさせていただきます。多少長くなりますが、各施設で改善が必要であると感じたことについては、まず、中央公民館では研修等で町外の方々が利用されます。この時、障害者用のトイレの状況については残念ながらお粗末としか言いようがないと。入り口はアコーディオンカーテンであり、鍵もよく分からない状況、利用する側の気持ちになると快適とはほど遠く、不快を覚えるものでした。全面改修とは申しませんが、せめて入り口部分の改善を強く感じております。また、中央公民館の入り口にスロープがございますが、その角度は私でも車椅子を1人で操作し、上ったり、下りたりすることが出来ました。しかしながらアプローチ部分は側溝でありましてグレーチングが設置されております。グレーチングの編み目につきましては車椅子の進行方向に広く幅が空いておりましたので、車椅子の前輪がはまるのではないかとということが心配で私自身非常に恐怖を覚えたことを感じております。

グレーチングの編み目をもっと小さくするなどの対応が必要かなと思っております。それから博物館の壁面の話題が先日新聞等々で紹介がされておりました。非常に良いことだとは思いますが、しかしながらその博物館で車椅子の方が快適に利用出来るかといえば、そのアプローチ部分はモルタルが剥げ、とても車椅子でアプローチ部分を乗り越えることが出来ませんでした。ただ、私の操作が下手だと言われればそうかも知れませんが、ちょっと余りにも段差が酷いのではないかなというふうにも感じましたし、昨日改めて見た時には、そのスロープの前に車が駐車されていたというようなこともございます。

仮にスロープのアプローチ部分が直ったとしても、その前に車が停まっていれば当然車椅子の利用は出来ません。その辺も改善すべきだというふうに考えております。

次に福祉センターにおきましては、車椅子や足の不自由な方の多くの方が他の施設よりも多くの方が利用されています。これは福祉センターである以上しょうがない。当然のことだというふうに思います。管理棟から福祉棟へ移動する時、検査時点におきましても管理棟側は自動ドア、福祉棟側は重厚感のある引き戸になっています。私が開けようと思ってもかなりの重たさを感じるガラス戸になっております。調査当時はその福祉棟に入るところがかなりの段差がありました。先日調査をした時には、その段差は改善をして頂いておりました。しかしながら引き戸のレール部分というのが1 c m程度残っておりました。この1 c m程度の段差というのが非常に危険なのです。私も年寄りと生活をしております。そういう意味において段差というのはあるのであれば1 0 c m以上ガツツと出す、もしくはないのであればきちんと取るというようなことも必要ではないかなと思っております。従ってそこには段差ありという標示等々で段差がきちんとあることを利用者に知らしめる必要もあるのではないかなと思っております。

更に酷いのは勤労者ふれあい棟、いわゆる体育館の入り口部分は恐らく地盤沈下等でかなり化粧ブロックであるところと、モルタル部分が1 0 c m近く、極端に言えばその程度段差がついている部分もございます。この部分につきましても改善するとなればかなりの費用が掛かるのかなとは思いますが、現状のままほったらかしているのにはかなりの危険があるのではないかなというふうに考えております。

以上が役場については個別に申し上げましたが中央公民館や福祉センターに関しての私が疑似体験で感じた改善点でございます。

この車椅子を利用した体験というのは僕は非常に貴重なものであったというふうに思います。しかし私は健常者でございます。その健常者が感じたバリアというものと、高齢者や身体の不自由な方が感じるバリアというのは違うというふうに感じております。

高齢者や身体の不自由な方が気持ち良く利用出来るよう町長はぜひ自分の目でもう一度各施設を見て回って頂きたいと思っております。町長がよく言われる「ようこそ鞍手へ」「また来たい鞍手」「来てよかった鞍手」これらを意識して各施設を早急に改善点の把握、そのために現地調査等々を実行して頂きたいと。町長はどのように考えますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

早速今おっしゃったことを控えておりますので、担当課と見回りをしていきたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

ぜひ、もう一度申しますけれども身体障害や知的並びに精神障害等々のある方々の声、もしくはそういう方々の家族の声、また、高齢者の方々の声、そして高齢者を介護している方

の声等々も踏まえて、全ての方が気持ち良く各施設を利用出来るよう、そのバリアとなっているもの、これらをぜひ町長に見て頂きたいと思えます。

町長であれば必ず私が気づかなかったことも気づいて頂くというふうに思っておりますので、ぜひ、実行のほどよろしくお願いを申し上げます。

時間がなくなりましたので最後の話題に移らせて頂きます。

最後は町営葬斎場に関してでございます。地域住民の方々が過去から強く要望している件について町長のお考えを確認をしたいと思えます。ご存じのように近年の通夜、葬儀は自宅で行わず、葬斎場等を利用することが主流となっております。弔問の方は葬儀よりも通夜に多くの方が行かれます。従って多くの方が夜暗くなって町営葬斎場を利用されることとなります。ではその照明等については十分な状態なのでしょうか。多くの方から駐車場が暗い、足下が心配等の声がかかり届いております。

私自身もかなり暗いというふうに感じております。高齢化が進んでいる本町において、通夜に弔問される方々も高齢の方が多く、安全面から駐車場内の照明の増設、これは不可欠であるというふうに考えておりますが、町長はいかが感じておられますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

やはり街灯におきましては、今LED化への変更を考えております。町全体におきましてですね。それと新設におきましてももうLED化をということで、今月一応LED化についての助成措置があるらしいのです。これも今、どのようにすればいくら助成があるのかということも調査中でございます。最終的には今議員がおっしゃったように当然お通夜は夜にございますので、あの部分は暗ろうございます。その辺もひっくるめましてLED化に替えようかとしていることと同時に、その辺のところも踏まえて行っていきたいとそのように思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

当然その通夜等々に弔問される方の服装は黒でございますので、駐車場も暗い状況で利用者の安全確保というものがされているとはとても言い難い状況でありますし、事故等が発生する前にぜひ積極的に取り組んで頂きたいと思えます。

更にもっと大きな問題は、過去から地域住民の方々が幾度となく要望書を提出している町営葬斎場周辺の街灯の設置です。町営葬斎場にはご存じのように産業道路、役場、新北本司から向かう3方向からのルートがございます。いずれも街灯が完備されているとはとても言い難い状況です。特に中山団地側からは企業の照明が明るさの一部を助けて頂いております。その企業が街灯を点けなかったら本当に真っ暗です。他の2方向につきましては歩道がありません。歩道もなく街灯もないところを喪服を着た方が、近所の方は徒歩でお参りに行ってお

られる方もおられます。運転手として運転している方もそういう方々を察知するというのに苦慮しておられるというのが現実だと私はそう考えております。

町営斎場周辺の街灯の設置というものについては、地域住民の長年の懸案であると言っても過言ではないと私は思っております。

ぜひ、事故防止や防犯の関係等々から見ても、あの部分にきっちりと早急に街灯を設置する必要性というものを私は強く感じております。

町長この件についてお考えをお聞かせ頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

防犯灯は通学路を整備するという方針で今までやってきているみたいなのですが、今議員がおっしゃるように、あの辺は町民の皆さんがかなりお通夜で通られる道でもございますので、これも先程申しましたようにLED化の設置についての助成措置を今調べておりますので、この辺のところも中に設置するという方向で考えていきたいなとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

この街灯というか、町営葬斎場周辺の街灯の設置というのは本当に長いこと地域住民の方が、区長が代表して書類を出しているというふうにも聞いております。

最近も連名で出したというふうにも聞いております。その辺の書類の確認等々もして頂きまして、本当に積極的に取り組んで頂きたいとそのように思えます。

町長が言われる住みたい町、笑顔で暮らせる町というものは、これを実現するというものについては、地域住民の方々の不安や懸案事項を少しでも減らす。これがその目的に向かっていく第一歩だというふうに私はそう考えております。

町長も同じ考えだと思います。ぜひ、早急にその暗さというのについては僕のご自分の目でもう一度見て頂きたいとそう思います。もし、町長が現地調査に行くのであれば私も同行しますよ。ぜひ、そういう形をとってでも積極的にこの問題について取り組んで頂きたいと。町長もう一度お答え頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

良く私も存じあげております。お通夜にも何度も行きましたので、あそこは暗いですよね。この辺のところも早急にLED化に向けて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

ぜひ、積極的に現状を把握して頂いて、一日も早い地域住民の方々の懸案の事項を取り去るという積極的な姿勢と早期設置、これに向ける実行力に期待いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時45分

| 平成25年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|--------------------------|---------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 平成25年 6月12日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | | 議 長 |
| | 平成25年 6月12日 午後1時00分 | | | | | 川野高實 |
| | 閉 会 開 議 | | | | | 議 長 |
| | 平成25年 6月12日 午後1時56分 | | | | | 川野高實 |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 熊井照明 | 出欠 | 11 | 宇田川亮 | 出欠 |
| | 2 | 須山由紀生 | 出欠 | 12 | 岡崎邦博 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 栗田幸則 | 出欠 |
| | 4 | — | 出欠 | | | |
| | 出席 12人 | 5 | 田中二三輝 | 出欠 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 原哲也 | 出欠 | | |
| | 欠員 1人 | 7 | 川野高實 | 出欠 | | |
| | | 8 | 須藤敏夫 | 出欠 | | |
| | | 9 | 久保田正之 | 出欠 | | |
| | 10 | 武谷保正 | 出欠 | | | |
| 会議録署名 議員 | 9 | 久保田正之 | | 10 | 武谷保正 | |

| | | | | | | |
|------------|--------------------------|------|----|----------|-------|----|
| 職 務 出 席 | 議会事務局長 | 渡辺智文 | 出欠 | 議会事務局長補佐 | 武谷朋視 | 出欠 |
| | 町長 | 徳島眞次 | 出欠 | 会計課長 | 久保田隆一 | 出欠 |
| | 副町長 | 本松吉憲 | 出欠 | 建設課長 | 森茂樹 | 出欠 |
| | 教育長 | 水摩幸隆 | 出欠 | 企画財政課長 | 三戸公則 | 出欠 |
| | 総務課長 | 白石秀美 | 出欠 | 上下水道課長 | 原敏勝 | 出欠 |
| | 福祉人権課長 | 鯨坂健二 | 出欠 | 教育課長 | 筒井英和 | 出欠 |
| | 税務住民課長 | 藤原光徳 | 出欠 | 保険健康課長 | 長友浩一 | 出欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会 事務局長 | 篠原哲哉 | 出欠 | | | |
| | 出席者の 職氏名 | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付 議 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成25年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第44号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第9号）
- 日程第2 議案第45号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第3 議案第46号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第4 議案第47号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第5 議案第48号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第6 議案第49号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号）
- 日程第7 議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号）
- 日程第8 議案第51号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産税の課税免除
- 日程第13 議案第56号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

平成25年6月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第44号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第9号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の25頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について25頁から32頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について32頁から44頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について44頁から50頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について51頁から62頁まで質疑はありませんか。
これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から24頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

28頁の7目 財政調整基金費の減債基金の方に2億8千万ほど積み立てるようになっていますがこの根拠を教えてください。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の補正第9号におきまして剰余金が出ました分につきまして、減債基金に2億8,311万5千円を追加しております。ここに積立金として計上いたしました理由といたしましては、現在鞍手町が過疎地域に指定されまして、これまで24年度までの実績額と平成25年度の当初予算までの過疎債の借り入れ見込額が23億4,370万円になる見込みとなっ

ています。

これに対します7割につきましては、地方交付税の中で70%が算入されることになって
いますけれども、30%につきましては本町の一般財源で償還していくこととなります。

この予定額の23億4,370万円に対します償還金としましては鞍手町の30%相当分
にしますと、約7億3千万程度が償還に充てられることとなりますので、この財源を確保す
るために減債基金に積み立てることとしています。

なお、今回減債基金に積み立てまして減債基金の残高は6億2,071万8千円という残
高となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この間過疎債を相当充てて借り入れも相当膨らんできているという状況から減債基金の方
に積み立てるということですが、目処といたしますか、今回2億8千万円ですけれども、合わ
せて6億2千万円。

起債はこの過疎債だけではなくて他にも沢山あるわけで、それも含めて今からの方針とし
て、ある程度お金が積み立てられる額がきたら財調でなく減債の方に優先的にいくという方
針なのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

財政といたしましては今後の過疎債の借入額等々の額によりまして、また、これからの年
度の余剰金の額等を判断しまして、その都度判断していきたいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しま
した。

次に、日程第2 議案第45号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町国民健康保険事業
特別会計補正予算第5号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

5月31日で出納閉鎖になりまして、これは後からの追加予定議案で出て来ますが、単年度でどういう見込みになっているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

長友保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

25年度の補正第1号でも出て来ますけれども、単年度につきましては3,476万3千円の赤字となります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第46号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第47号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第48号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第49号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第50号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第51号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算第1号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について8頁から10頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

9頁の企画総務費のコミュニティ活動推進事業費250万付いていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これは昨年度から申請しておりましたコミュニティ助成事業として古門区が放送施設を整備されるということが採択されまして、その助成費として250万円計上しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これはどういう、コミュニティ活動に対してそういうのが出るのかというのを具体的に、そして他に申請している部分があるのかどうかというのも含めてお願いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

これは財団法人自治総合センターの方が行っています助成事業でありまして、各自治会とかのコミュニティ活動に対しまして助成するというものであります。事業費としましては最低100万円以上250万円以内の中で助成が行われます。100%助成という形になっています。

今回平成25年度分の補助につきましては、平成24年度中に申請が行われています。5団体ほど申請があっています。4自治会と1住民団体という形で申請があっています。

これにつきましては、各市町村から優先順位を付けてこの申請を行うこととなっています。今回この5団体で抽選をして頂きまして優先順位が付いています。

今回1番で推薦されました古門区の方が1団体だけ本町につきましては採択されたという経緯になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

本年度についてはこの1件だけクジで当たったというか、そこで優先順位を付けた。なかなかここが1番とかは付けにくいのでしょうかからそういう形を取ったのでしょうか、例えば次年度辺りは、今は5団体出て、ここを毎年先に出ていたから優先順位としていくのか、新たに他の自治体だとか自治会とか、住民団体から申請が今年度出た場合どういう形をとるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この優先順位につきましては、各年度毎で抽選をして頂くようになっています。この募集につきましては、毎年4月に開催されます区長会の総会のおりにこの事業の報告というか、紹介をさせて頂いております。

後は採択されました事業につきまして毎回広報に載せています。その広報のおりに募集のご案内はさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、10頁から13頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

12頁の風疹緊急対策事業費2,300万円についてです。このことにつきましては、懇談会のおりに説明も頂きましたし町長の方からお言葉もありましたけども、これは議会の中でやはり一度質すべき重要なことだというふうに考えますので質問させていただきます。

これは地方自治法の96条に議会の権限として第1項の2に予算を定めることということで、議会の権限の中でも最も本質的で基本的なもので、議会の存在目的から第1に上げる権限ということで、議員必携の中でも定められています。

予算に対しては町長の担当事務として地方自治法の149条の第1項の中に、予算の調製権と執行権がありますが、予算は定めるのは議会なんです。この議会で議決が終わって可決されてその後3日以内に議長の方から決まりましたよということで町長に提出されることになっています。

ですから今回の場合6月1日に既に事業として町民にお知らせをし、事業として始めるということは可能性としてこの自治法に触れる可能性が多分にあるのではないかなというふうに考えていますが、その辺の認識についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

この件につきましては、いわゆる風疹の緊急対策事業ということで町長の意向を受けて早速取り組むようにいたしました。

その中で議員ご指摘のように事務処理が好ましくない、適切でないと、これについては十分反省いたしています。今後こういうことのないよう十分留意したいと。

またこれからもいろいろな中でそういった事業というのが当然出て来る可能性がございます。この件につきましては当然事前に議会と十分調整協議をしながら、今後は対応していきたいとこのように思っております。今回の事務処理につきましては私を含め事務方の認識の浅さというものがあったというふうに思っております。この点につきましては深く反省いたしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

事業については本当に素晴らしい事業ですし、テレビとか新聞にも報道されまして、先駆的な役割をするのではないかなと私自身も思います。

ですから町長の考えでこの助成事業が福岡県下をはじめ全国に広まるような事業になってくれればいいなと私も思っているところです。

ただやはりルールはルールですから、そこのところはやはり守って頂かないと議会としての立場ありませんし、これは議員の皆さんが困ることになるのです。ですから是非ともそのことをお考え頂いて、今後またこういうことがないように是非して頂きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について13頁から15頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

13頁の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業委託料1,240万円で、提案説明のときに企業後10年以内の民間企業等に対し、公募提案型による新たな地域支援事業を実施するというので、どういうことをやるのかというのを具体的に。公募されるような企業が今あるのでしょうからこの予算を付けたのでしょうが、どういう形でやろうとしているのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この緊急雇用創出事業臨時特例基金事業委託金の1,240万円につきましては、これは国の平成24年度補正第1号により計上された企業支援型地域雇用創出事業に対する委託料というふうになっています。

この企業支援型地域雇用創出事業と申しますのは、依然として厳しい雇用情勢の中で正規雇用につなぐための雇用促進を図るとともに、地域に根ざした事業等を支援し、安定的な雇用の受け皿を作り出すために計画の段階から町と町内の企業と協働による事業という形で推進を考えております。

具体的には、公募提案方式によりまして、提案者から出して頂くということにしていますが、提案者につきましては、起業10年以内の企業やNPO法人でありまして、本町の場合でいきますと県内に事業所があるか、若しくは現在本町に本社又は支社等のある企業さんというふうには今は考えています。

提案事業といたしましては、具体的には地域に根ざした安定的な雇用が見込まれる事業で、

具体的には農業の独自産業化や農、商、工の連携事業、それから地域資源の活用、観光、福祉・介護サービス等、地域の活性化につながるような事業を提案して頂ければというふうに想定しています。

またこの事業につきましては失業者を雇用することや、事業費の2分1以上が人件費に充てなければならないというような条件が設けられています。

この事業の公募につきましては、この予算をご承認頂けましたら6月の下旬から募集を行う予定としていまして、7月中旬ごろまでを締め切りとして募集を行う予定でございます。

なお、提案された事業の選考につきましては、金融機関や企業支援の専門家等の有識者の意見を頂くということになっておりますので、町としましては県の商工会連合会に所属してあります中小企業診断士や町内の金融機関等に、こういうご意見を依頼したいというふうに考えております。

選考基準としましては、まず町が推進している施策と整合性があるかどうかという点と、提案の事業の広域性、新規性、実現可能性、雇用創出の効果、費用対効果、この事業の遂行能力などを総合的に判断しまして、この採択を考えているというふうにしております。

後これに該当するような企業があるかというご質問だったと思いますが、実際これは提案型としていまして、実際公募してみないと具体的に今の段階では、こういう企業があるということは申し上げられません。

一旦町内の企業さんを優先にというふうに考えておりますが、もし1回目の募集でない場合につきましては、これを県内の企業さんという形に拡大することも想定はしております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

何か話を聞いてみますと選考基準もけっこう厳しいし、まず起業後10年以内の民間企業に対したか、ここでまず大分選別されますね。

折角雇用対策で正規雇用を1,240万円ですから、これの半分を人件費に充てなさいということで、それでも600数十万ですから、よく雇用して2人かなというふうに思いますけども、それでも安定的な事業で雇用創出が生まれればいいことだとは思いますが、あまりにも選考基準が厳しすぎるような気がしますし、町内でいなかったら県内でといたら、折角鞍手町の予算なのに鞍手町内の失業者だとか非正規雇用の方が正規雇用されるというメリットも半減してしまうということなので、その辺もう少し柔軟に県とも協議しながら考えて頂けたらなというふうに思いますが、その点については。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今議員さんのご指摘のように本町の折角割り振られた予算が1,240万というのがござ

います。出来れば町内の企業さんでして頂きたいというふうに考えておりますので、まず要綱等につきましては、今現在の案という形ではありますけれども、いろいろ募集を行いました是非企業さんからもご相談を頂いて、なるべくこの事業が行われるようにしたいというふうに担当課としても考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

別のところですが、14頁の商工振興費、地域経済活性化支援事業費。3月議会の一般質問で町長が住宅リフォームの助成事業をやりますということからの予算が付いていると認識し、それは有り難いことなのですが、やり方としてプレミアム商品券を発行すると。

これは商品券の発行自体が期間が限られているのではないだろうかというふうに思いますし、まずプレミアム商品券の事業はどのようなふうな形になっているのかというのをまず教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回、地域経済活性化支援事業という形で210万計上させて頂いています。今議員さんが申されましたように、これは商工会のプレミアム商品券に対する助成というふうになっています。

このプレミアム商品券につきましては、現在商工会と詳細につきましては現在協議中ではございますが、大枠としましては従来どおりの一般商品券分については2千万、住宅リフォーム部分については1千万というふうに現在協議を進めております。

この販売予定時期につきましては、あくまでも予定ということですが9月1日からを予定という形に今作業を進めているところでございます。

住宅リフォームの購入限度額等につきましては、現在商工会と協議中でございます。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

中間市でもプレミアム商品券を出しているのですが、やはり短期間の発行で、その分がなくなったら終わり。なかなか住宅リフォームをやろうかといったときに使いづらいという部分があって、折角地域を活性化しよう、いろいろ経済を活性化しようというところで予算を付けて頂いたのですが、これが使いづらいものになっては効果も出にくい。県下いろいろところでやられています。今度直方市もやられるようになりました。

私の認識では一般質問で取り上げましたが、一番近場で言うと宮若市さんのところが一番

申請もしやすく、ただ役場の方で少し確認しないといけないのが見積書が適当かどうかだとか、後は税金の滞納がないかというところぐらいなんです、そういうところで町内の業者さんが使いやすいとか、説明しやすいというような状況で、それで例えばいろいろな事例があるのですが、例えば20万円の工事をやりました。2万円助成が来ました、この2万円助成が来るならこの分で別の仕事をして下さいとかというところで波及していつているのです。

プレミアム商品券だとそれだけなんです。波及効果が薄れてくるのだろうというふうに思うのです。業者さんも見積書は仕事を頼んだ方が役場の方に提出するという事なんです、申し訳ないのですがやり方を是非再度検討して頂きたいと思うのです。

直方市も宮若市にならってやっているし、小竹町は確かに商品券のような形を取っています。波及効果から言ったら全然違うのです。その辺をもう少し考えて頂いてご検討頂けたらと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

この商品券にしたというのは、地域振興券に組ませて頂いたというのは、1つは県からの助成が3%あるというのがあったものですから商品券に組み込ませてもらいました。

今、議員おっしゃったように、これは今回初めてやるものですからやってみないと分からない状況もありまして、今議員がおっしゃったようにあくまで商品券という、これは1つのツールであって、これを最大限上手く利用して議員がおっしゃったことと一緒にコラボしながら上手に運営出来たらいいなというのが私の考えです。

まずは今年度9月から始めますけれども、これはあくまで1つの助走段階と思って頂いて、やり方として今いろいろな意見を頂きましたが、そういったことも今後含みながら柔軟に対応していきたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

もう一つが商品券は町民が買われるわけですが、それを町内の業者でなくても渡して、それを換金出来るふうになるのではないですかね。そこをちょっとお願いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

あくまでも今商工会さんと協議中という前提でお答えさせていただきますけれども、今その部分につきましては、基本は町内の業者さんに限定をさせて頂くようにしています。ただ商工会の会員の有無というものは問わないというふうにしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町内の業者さんに限定するというのはどういうところで限定出来るのですか。町内の業者さんが買うわけですか。そこ限定出来るような要件というのがどういう仕方をやられるのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

すみません、私の今お答えしました分につきましては、登録業者さん、要は地域振興券を使う方の業者さんという形になります、取り扱い店です。販売については町内、町外の限定はありません。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長も今回は助走段階だと言われましたけれども、いろいろ考える余地があると思います。登録業者だったら、個人でやっている方は出来ないわけですよ。登録業者さんしか使えないのでしたら登録していないところは無理でしょう。そういう矛盾がいろいろ出て来るので、ここちょっと限定して早急に考えて頂きたい、この部分だけは。そこだけ言って質問を終わります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

あくまでも商品券は個人の方が持たれて使い道は、議員がおっしゃっているのはおそらく登録された業者でないとその商品券の取り扱いが出来ないのではないかという話ですね。

限定されるからちょっとということですね。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

ただ登録業者につきましては、事前に、この商品券の制度をする前に登録募集を掛けるようにしています。それは法人、個人を問わず手を上げて頂いた業者さんにつきましては登録して頂くことは可能です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

○町長 徳島 眞次君

補足でちょっといいですか。

○議長 川野 高實君

委員会でもう一度答えて下さい。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について15頁から17頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

15頁の消防費災害対策費の自主防災組織活動推進事業費、ある程度聞いていますけれども、どういう事業でやられるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この事業につきましては、先程企画総務費の中でコミュニティ助成事業がありましたけれども、その一環として自主防災組織の育成事業に交付される助成金がございます。これに鞍手町の41の行政区に今防災組織を作っておりますけれども、その41区が14地区と14地区と13地区に分けて連合組織を作られておりまして3つ申請をされました。その内の1連合組織が採択になりまして、それで170万円の助成金が下りることになりました。

具体的にどういうことをやる予定かと言いますと、ポータブル発電機、それに伴う燃料携行缶、コードリール、非常用持出袋セット、これを一式として1つの区あたり12万円ぐらいになるのですけれども14の区に配置するというところでございます。

後、非採択になりました2組織については今後も申請していくことにしています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

歳出の方と、どこにいくのかが分からなかったのですが、7頁の2項の県補助金、介護基盤緊急整備事業、それと乳児家庭全戸訪問事業等体制整備事業。予算は歳入では入っていませんけれども歳出でどういうあれになるのかというのがちょっと分からなかったもので教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

まず最初に介護基盤緊急整備事業につきましては、これは県の介護基盤緊急整備事業に係る介護予防拠点の整備に基づくものでございます。

現在介護予防事業としまして、二次予防事業対象者の把握事業を総合福祉センターと中央公民館で行っていますけれども、今回教育費の中で中央公民館のトイレ改修を行うということで10款 教育費で行うものでございます。

次に乳児家庭全戸訪問事業等対策整備事業につきましては、これは4款の関係でございまして、県の子育て応援基金の活用によりまして、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の整備体制を行うということで予算計上をさせて頂いております。以上です。

○11番 宇田川 亮君

歳出どこですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

13頁の4款の衛生費、5目の母子保健対策費、その中で12節の役務費と18節の備品購入費で、今言いました訪問事業の分が充てています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

人件費等のところで、いろいろマイナスだとかというふうに出ていますが、これは国が地方交付税を削減して、人件費平均で7.8%引き下げるといったところからの分なのか、それともそうじゃないのかというのをまず教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の補正予算の中では国から要請があつて7.8%の給与削減の分は含まれておりません。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

大体どこの自治体も6月議会でそれが出て来るといふ、条例が出ていないからどうなのか

など思っていたのですが、その点の考え方についてどう考えているのかというのを、ちょっと関連になって申し訳ないのですが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の給与の減額の特例措置につきましては、日本の再生のために防災減災事業に積極的に取り組むとともに、地域経済の活性化といった課題に迅速に対応すると。また消費税の増税について国民の理解を得るためにも、公務員が先頭に立って取り組みを進めて行く姿勢を示すことが重要ということで、国の方から地方にも要請がありました。

今回組合ともいろいろ協議をしていく中で、現状としてはまだ町の財政に及ぼす影響というのがはっきりしない部分もあります。地方交付税等の額が決定しないと、というところもありますので、組合との協議も継続して行うということで、今回については6月の議会には上程しないということにしています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第52号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第53号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第54号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第55号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第13 議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第13 議案第56号は、専決第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度の歳入を繰り上げ、これに充用したものであります。

なお、繰り上げ充用措置は出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成25年5月31日付けで専決処分をしたものです。

歳入歳出それぞれ1億5,925万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ23億6,812万6千円としました。

以上が議案第56号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程24年度で約3,500万円の赤字と、23年度が7千万円ぐらい赤字だったですかね単年度で。赤字額としては昨年度よりは約半分に減ってはいますけれども、それにしても累積赤字がどんどん増えていっているということで、以前累積が1億近くになったときに5年間で段階的に国保税を上げて赤字を解消するというような方針がでましたけれども、その後少し好転して国保税はある程度上がったのですが、好転して単年度黒字が約2千万ずつくらい2～3年続いてきたわけですが、ただこの2年大幅な赤字と、この会計を何とかしないといけないという部分もあると思います。ですけれども国保加入者の被保険者からすれば、もうこれ以上国保税が上がったら払いきれないというような状況もあるわけです。

県下でも一般会計から繰り入れをして、国保税の高騰を抑えるということをやっていますけれども、国は国保の広域化というものを目指していますが、なかなかそれも上手くいっていない。県下でも全体で一般会計からの繰り入れも22年度が115億円、23年度はまた増えて139億、各自治体が一般会計から繰り入れをしていると。そこで国保税の高騰を抑えているというような状況があるわけです。

鞍手の場合は国保税が低すぎて赤字が出ているのではないと思います。その辺を町長として是非考えて頂いて、これは民生産業委員会の所管ですから、後で委員会審査をしますけれども町長のある程度の考え方がないと。

そこでちょっと質問をさせて頂きたいと思って、是非一般会計からの繰り入れということも念頭に入れて頂いて、国保会計の解消にも努めて頂きたいというふうに思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりに、これ以上国保税を上げるとなると本当に滞納が増えるのではないかなというのがありますし、かなり水準的にも高額になってきています。

町村会の会議がありましたときに、私も他所の町村の首長さんとお話を今回させて頂きまして、この保険税の件はどう思われますかということを探ねましたら、これは我々の地方自治体だけでは手に負えないような状況だということで、これは町村会を通じて国、県に要望して行かなければいけないだろうなど、今そういうふうな動きを行っているところでございます。だからといって町民の皆さんに病院に掛かるなどとも言えないし、これは一自治体で出来る範疇の問題ではないと思っておりますので、町村会を通じてこれから運動して行きたいなどそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

何度もこの問題を言っていますけれども、元々の問題は国が自分達の負担を減らしたと、ここにあるわけですよ。40数%あったのが30数%になっていると、ここで国保財政が一気に悪化していっているということがありますので、国にも勿論もの申して、負担率をもう少し上げてくれということもしないといけないけれども、実際国保会計がどんどん繰り越して行って赤字をといてもなかなか難しいと、そこを保険者に転嫁も出来ないということから、そこはある程度いろいろなところを通じて国にももの申すし、そうしながらも実際ここも運営していかないといけないのであれば、そこも町長に考えて頂きたいなというふうに思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃるとおりで、私も東京に上京しました時には参議院会館、衆議院会館を回りまして、国会議員の先生方にもこの件を一番に申しています。

今議員がおっしゃったことも踏まえまして、今から行政の方としても協議をしていきたいなどそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日から17日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日から17日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時56分

| 平成25年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号） | | | | | | |
|--------------------------|---------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 平成25年 6月18日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 平成25年 6月18日 午後1時00分 | | | 川野高實 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 平成25年 6月18日 午後1時24分 | | | 川野高實 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 熊井照明 | 出欠 | 11 | 宇田川亮 | 出欠 |
| | 2 | 須山由紀生 | 出欠 | 12 | 岡崎邦博 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 栗田幸則 | 出欠 |
| | 4 | — | 出欠 | | | |
| | 出席 12人 | 5 | 田中二三輝 | 出欠 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 原哲也 | 出欠 | | |
| | 欠員 1人 | 7 | 川野高實 | 出欠 | | |
| | | 8 | 須藤敏夫 | 出欠 | | |
| | | 9 | 久保田正之 | 出欠 | | |
| | 10 | 武谷保正 | 出欠 | | | |
| 会議録署名 議員 | 9 | 久保田正之 | | 10 | 武谷保正 | |

| | | | | | | |
|--|--------------------------|------|----|--------------|-------|----|
| 職出 務席 | 議会事務 局長 | 渡辺智文 | 出欠 | 議会事務 局長補佐 | 武谷朋視 | 出欠 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 徳島眞次 | 出欠 | 会計課長 | 久保田隆一 | 出欠 |
| | 副町長 | 本松吉憲 | 出欠 | 建設課長 | 森茂樹 | 出欠 |
| | 教育長 | 水摩幸隆 | 出欠 | 企画財政 課長 | 三戸公則 | 出欠 |
| | 総務課長 | 白石秀美 | 出欠 | 上下水道 課長 | 原敏勝 | 出欠 |
| | 福祉人権 課長 | 鯨坂健二 | 出欠 | 教育課長 | 筒井英和 | 出欠 |
| | 税務住民 課長 | 藤原光徳 | 出欠 | 保険健康 課長 | 長友浩一 | 出欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会 事務局長 | 篠原哲哉 | 出欠 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成25年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第45号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）（民生産業委員長報告）
- 日程第2 議案第47号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）（民生産業委員長報告）
- 日程第3 議案第48号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）（民生産業委員長報告）
- 日程第4 議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号）（民生産業委員長報告）
- 日程第5 議案第56号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）（民生産業委員長報告）
- 日程第6 議案第53号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）（民生産業委員長報告）
- 日程第7 議案第44号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第9号）（総務文教委員長報告）
- 日程第8 議案第46号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）（総務文教委員長報告）
- 日程第9 議案第49号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号）（総務文教委員長報告）
- 日程第10 議案第51号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）（総務文教委員長報告）
- 日程第11 議案第52号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（総務文教委員長報告）
- 日程第12 議案第54号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）（総務文教委員長報告）

日程第13 議案第55号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産
税の課税免除 (総務文教委員長報告)

日程第14 陳情第1号 「B型肝炎・C型肝炎患者等の救済に関する意見書」の提出を
求める陳情 (民生産業委員長報告)

日程第15 陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情
(総務文教委員長報告)

日程第16 閉会中の継続事件

平成25年6月18日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第45号から日程第6 議案第53号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第45号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）。

議案第47号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）。

議案第48号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）。

議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号）。

議案第56号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第53号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第45号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第45号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第47号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第48号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第56号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第53号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第7 議案第44号から日程第13 議案第55号までの7件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第44号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第9号）。

議案第46号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）。

議案第49号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第51号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）。

議案第52号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第54号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第55号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 5 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 4 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 4 4 号 専決処分の承認（平成 2 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 9 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 4 4 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 4 6 号 専決処分の承認（平成 2 4 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第49号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第51号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成25年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第14 陳情第1号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号「B型肝炎・C型肝炎患者等の救済に関する意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は6月5日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「B型肝炎・C型肝炎患者等の救済に関する意見書」の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に進みます。

日程第15 陳情第2号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情。

本委員会は、6月5日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第2号を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に進みます。

日程第16 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成25年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 久 保 田 正 之

議員 武 谷 保 正

平成25年6月18日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名 | 調査事項 |
|---------------|--|
| 総務文教委員会 | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査 |
| 民生産業委員会 | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査 |
| 議会運営委員会 | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 議会広報編集調査特別委員会 | 議会広報編集及び調査 |